

議会改革検討委員会

第5回報告書

【報告事項】

特別委員会の設置

平成29年 3月 3日

川崎市議会議会改革検討委員会

1 検討結果

当検討委員会では、本件について調査・検討を行ったところ、次のとおり、検討委員会としての結論に至った。

- (1) 議会の更なる機能強化の取組として、主体的に調査研究を行う調査特別委員会を次のとおり設置し、議会としての機能を十分に発揮すべきである。
 - ア 名称は、大都市税財政制度調査特別委員会（以下「委員会」という。）とする。
 - イ 委員会は、大都市の実態に適応する税財政制度の確立を目的として、大都市における税財政制度の諸問題及び国等への税財政要望行動に関する事項について調査研究を行う。
 - ウ 委員会の構成は、総務委員会に準ずることとする。
 - エ 調査期間は付議事件の終了までとし、議会の閉会中も審査を行うことができるものとする。
- (2) なお、委員会設置後に実施年度で把握した課題等を検証するとともに、継続の必要性について検証を行うものとする。

また、検討委員会では、特別委員会の設置について協議を行い、これを「大都市税財政制度調査特別委員会の設置について（案）」及び「大都市税財政制度調査特別委員会実施要領（案）」として取りまとめたので、あわせて報告する。（詳細は、7ページから8ページの「大都市税財政制度調査特別委員会の設置について（案）」及び「大都市税財政制度調査特別委員会実施要領（案）」参照）

2 議論の概要

- (1) 特別委員会の設置の必要性
 - ・ 本市議会では、専門的かつ能率的な審査のため、市の執行機関の所管局別に5つの常任委員会を設置し、付託された議案、請願・陳情の審査、所管事務の調査等を行っている。
 - ・ 本市議会は常任委員会を中心に活動しており、議会開会中だけでなく、閉会中も積極的に活動を行い、他の政令指定都市と比較して開催日数が多い特徴がある。
 - ・ 一方、他の政令指定都市においては、議会開会中は、常任委員会において議案、請願・陳情の審査等を行い、閉会中は、それぞれの市の独自課題や部局横断的な案件を調査特別委員会に付議して、調査研究をしている例が見受けられる。
 - ・ 他都市が調査特別委員会で行っている調査研究は、本市議会においては、常任委員会の所管事務調査として行っているが、部局横断的な案件

など、所管局が複数にまたがる場合は、他の委員会の所管局に関係理事者として出席要求して対応している。しかしながら、関係理事者の調整は、常任委員会が同時開催しているため、困難な場合もある。

- ・ また、過去に、複数の所管局が関係する所管事務調査について、総務委員会と市民委員会の連合審査会を開催し調査した例があるが、委員、出席理事者の人数が多く、開催時間が長時間に渡り、効率的な委員会運営の面で課題が残る結果となった。
- ・ また、常任委員会は、付託された議案等の審査や行政側からの報告を受けられることが主な活動となっている側面がある。
- ・ このため、本市議会においても、時代に即応した特定の課題について、議会が主体的に調査研究を行い、また、部局横断的な事項に対しても対応できるよう、調査特別委員会の設置について、検討すべきである。

(2) 特別委員会の具体的な調査事項の議論

- ・ 市においては、2020年の東京オリンピック・パラリンピックにあわせ、パラリンピックに重点を置いた施策を進めているが、この取組は、所管局である市民文化局に加え、障害者施策を所管する健康福祉局、まちづくりにおけるバリアフリーの観点からのまちづくり局、観光施策の面で経済労働局など複数の所管にまたがっており、財政的な課題も関連する部局横断的な施策である。また、2020年までという時限的な側面もあるため、オリンピック・パラリンピックを含むスポーツ施策の調査研究を目的に特別委員会を設置してはどうか。
- ・ 平成28年度から開始した地域包括ケアシステムは、高齢者だけでなく、障害者、子ども、子育て中の親など、地域においてケアを必要としている市民を対象としており、関連する計画、施策等が多岐に渡るため、例えば、安心して暮らし続けることができる地域づくりに関連した特別委員会の設置も考えられる。
- ・ また、都市基盤整備に関する特別委員会を設置して、神奈川口構想やJR南武線連続立体交差事業などについて議員間で情報共有を図り、特別委員会の調査研究事項とすることも考えられる。
- ・ 税財政問題全般については、議論が市の施策全体に渡るため、特別委員会で取り扱うのにふさわしいテーマである。また、現在、総務委員会では、政令指定都市議長会及び政令指定都市市長会連名で国宛てに要望行動等を実施している「国の施策及び予算に関する提案」（白本）及び「大都市財政の実態に即応する財源の拡充について」（青本）について報告を受け、議会としても、例年11月頃に党派別要望行動等を行っている。
- ・ 「国の施策及び予算に関する提案」は複数の所管局に関連しているが、委員会における出席理事者は財政局及び総務企画局に限られており、個別分野に関する専門的な議論を行うことが難しい状況である。
- ・ 要望行動については、他の政令指定都市では、13市が特別委員会を

設置して、税財政関係の調査研究を行った上で、要望行動に臨んでいることもあり、本市においても、大都市の税財政について集中的に調査研究を行う特別委員会を設置することも検討すべきである。

- ・ なお、調査研究事項の選定に当たっては、特別委員会に付議した案件は常任委員会の所管事務調査の対象ではなくなる点に留意する必要がある。また、特別委員会の開催日によっては、閉会中に同時開催している常任委員会の運営に影響を与えることなども考慮する必要がある。
- ・ 検討委員会では、他都市における特別委員会の設置状況及び運営方法を研究するため、横浜市会に視察を実施することに決定した。

(3) 横浜市会への視察による調査

本市の近郊で特別委員会制度を導入している事例の調査研究のため、平成28年7月14日、横浜市会を訪問し、特別委員会の設置・運営状況等について調査した。

- ・ 横浜市会では昭和60年以降、6つの特別委員会が常設的に設置されており、全議員がいずれかの特別委員会に所属している。
- ・ 定数及び会派構成については、14人から15人の定数で、各会派おおむね均等となるよう構成されている。
- ・ 正副委員長ポストは、会派所属議員数によるドント式により決定する。
- ・ 名称及び付議事件は、役員改選に向けた協議を経て特別委員会設置議決として議決される。
- ・ 設置期間は調査終了までとしており、議員任期末まで存続する。また、実質的には毎年委員の改選が行われる。
- ・ 特別委員会では、付議事件の調査・研究を目的として、委員間の意見交換、事例視察や参考人意見聴取（学識経験者）などを行うこととしている。また、議案、請願・陳情等の付託は行わないこととしている。
- ・ 特別委員会では質疑通告は不要で、委員は自由に発言できる。
- ・ 特別委員会では、年間の調査研究テーマを設定し、これに関する視察や参考人招致等を実施し、案件に対する知見を深めるという活動を主としており、議員の学習機会の確保という意味合いが強い。
- ・ 特に、正副委員長には比較的期数の少ない議員が選任される傾向があり、委員も含め、若手議員の経験を積む場としての側面もある。
- ・ 毎年、第2回定例会初日の本会議で報告書を全議員及び市長以下出席説明員に配付し、その後議長から市長宛てに送付している。
- ・ 特別委員会で取り扱う事項については、原則として常任委員会から切り離して考えるべきとの考え方から、関連する常任委員会での報告、説明等は特に行っていない。
- ・ 意見書、決議については、申し合わせにより、関連する常任委員会で取り扱うこととしている。

(4) 大都市税財政制度調査特別委員会の設置に関する検討

ア 設置の必要性

- ・ 横浜市会においては、特別委員会を設置し、付議事件について、委員間の意見交換、視察、参考人招致による意見聴取等を通じて、調査研究を行っていた。
- ・ また、議案、請願・陳情等の付託は行わず、常任委員会との役割分担を明確化している。
- ・ 本市においても、特別委員会を設置して、年間を通じて1つのテーマを掘り下げ、議員間の討議等を行うことで知識の習得を深めることは、主体的な議会活動を推進する観点からも有意義であると考えられる。
- ・ 一方で、これまでの本市議会の活動が、全議員が1つの常任委員会に所属して、所管事務調査を活用して柔軟に行っていることや、常任委員会の所管との整合性などについて考慮する必要がある。
- ・ また、常任委員会の正副委員長、委員の会派構成等は、市議会議員の一般選挙後に開催される世話人会において、4年間の割り当てを決定しているが、特別委員会の設置に当たっては、これらの検討が必要で、議員任期の途中であることもあり、定数によっては新たな調整が必要になる。
- ・ このため、検討委員会では、これまでの総務委員会をベースとして、所管事務調査として報告を受けていた国等への税財政要望行動等に関する案件を中心に調査研究する特別委員会を設置することとした。
- ・ また、特別委員会の設置後に、実施結果の検証を行い、その後の実施について、再度検討すべきであるとの意見で一致した。

イ 「大都市税財政制度調査特別委員会の設置について（たたき台案）」の検討

検討委員会では、自民党から提出された「大都市税財政制度調査特別委員会の設置について（たたき台案）」をもとに、具体的な設置の考え方について協議を行った。

- ・ 特別委員会の設置を取り上げ検討してきた背景には、議会の更なる機能強化の推進や他都市における積極的な特別委員会の設置などといった状況がある。
- ・ また、本市議会の現状として、国への税財政に係る要望・要請行動が執行部主体で行われており、議会として積極的な意見・提言を行う環境が整っていないこと、総務委員会での所管事務調査（報告）の際、財政局及び総務企画局のみの出席であることや、総務委員会での断片的報告により、現状把握や制度に対する理解を深められないことなどが挙げられる。
- ・ 現状を整理すると、①議会が能動的、積極的に調査研究を行う環境の整備、②税財政制度に関する部局横断的な対応が可能な体制の整備、③議会主体による要望・要請行動の積極的な取組、④若手議員の制度理解

及び知識の習得、の4点が、本市議会の税財政要望事項における課題となっている。

- ・ これらの課題を解決するため、①二元代表制のもと、議会の主体的な調査・研究に基づく本市等の税財政状況を適切に把握し、将来を見据えた制度のあり方の検証を行うこと、②テーマに基づく部局横断的な議論を行うこと、③大都市における税財政制度の確立を目指し、議会として国等へ積極的に意見・提言等を行うこと、④若手議員を中心とした税財政制度の理解、及び参考人招致などを活用した積極的な知識習得の機会を確保することについて、実現に向けた取組を行うべきである。
- ・ 特別委員会の活動を通して、議員の意識改革・質の向上と、働き方・仕事の進め方改革の趣旨に沿った効率的な委員会運営を目指すものとする。
- ・ 議会の更なる機能強化の取組の視点から、指定都市議長会及び指定都市市長会の連名で実施している提案・要望行動について、本市議会に調査特別委員会を設置して、主体的に調査研究を実施し、国宛てに提言等を行い、議会としての機能を十分に発揮するべきである。
- ・ 調査特別委員会の所掌事項は、将来にわたり安定した税財政制度を確立するために、大都市における税財源の拡充及び税財政制度の諸問題について調査・研究を行うことである。なお、総務委員会をはじめとする他の常任委員会の調査権を尊重するものとする。
- ・ 実施年度で把握した課題等を検証するとともに、調査特別委員会での調査・研究そのものの必要性について検証を行う。また、執行部からの意見聴取など、議会だけでなく執行部とも協調した検証作業を行う。
- ・ 検討委員会では、たたき台案について協議し、この案に沿った形で進めることで各会派の意見が一致したため、以降は具体的な運用等に関する協議に移行した。
- ・ なお、調査特別委員会を若手議員の制度理解及び知識習得の場として活用することについて、委員から、ある程度経験のある議員を選任するべきとの意見があったことも付記する。

ウ 具体的な構成、運用等についての検討

- ・ 特別委員会の定数は、全ての議員が4年間の任期中に一度所属することを前提に、定数を15人とすることも考えられるが、任期途中の設置ということもあり、また、今回は総務委員会がこれまで所管していた分野を中心に調査を行うことを勘案すると、定数は13人として、会派構成も総務委員会に準ずることによいのではないかと。また、正副委員長の選出会派については、任期途中からの実施であることなどから、委員長は議長会派から、副委員長は副議長会派から選出するものとする。
- ・ 調査の対象は、これまで総務委員会が所管していた、指定都市議長会及び指定都市市長会の連名で行っている「国の施策及び予算に関する提案」（白本）及び「大都市財政の実態に即応する財源の拡充についての

要望」(青本)を中心に調査研究を行い、概ね4月に正副委員長の互選等、4月下旬に前年度の要望等の結果等、7月、10月にそれぞれ白本、青本について調査研究する。また、これらの調査研究を行った後、委員長は、指定都市の税財政関係特別委員長会議に出席し、委員は、指定都市の税財政関係特別委員会の党派別要望運動に係る懇談会に出席するものとする。

- ・ また、必要に応じて、大都市の税財政制度等に関して、学識経験者等を参考人として招致し、調査研究の充実を図るものとする。
- ・ なお、これまで総務委員会において所管事務調査として報告を受けていた市の「国の予算編成に対する重点要請」及び「県の予算編成に対する要望」も取り扱うものとする。
- ・ 常任委員会との役割分担を明確にするためにも、議案、請願・陳情は付託せず、これらの審査は行わないものとする。ただし、委員会発議による意見書、決議に係る審査は可能であることを確認した。なお、正副委員長会議は、通常、議案等の付託委員会等を協議していることから、正副委員長は、正副委員長会議には出席しないものとする。
- ・ 出席理事者については、白本、青本等の所管局であった総務企画局及び財政局職員を中心とするが、その他、付議事件に係る所管局職員も出席する。
- ・ ただし、関係理事者の出席方法については、執行部側の過度な負担にならないよう配慮が必要で、正副委員長があらかじめ重点的に取り上げるテーマを選定して出席を求める方法や、常任委員会のように理事者の入れ替えで対応する方法などの考えもある。
- ・ なお、具体的な関係理事者の出席については、特別委員会設置後に、特別委員会で協議を行うものとする。
- ・ 委員長報告については、調査特別委員会を設置している他都市の事例では、活動状況を中間報告として取りまとめ、1年ごとに本会議に報告し、また、設置期間が終了となる議員の任期直前の定例会において、調査研究の結論を取りまとめ、本会議に報告している事例がある。このため、他都市における事例を参考に中間報告等を行えるものとするが、具体的な報告の方法は、特別委員会設置後に協議を行うものとする。
- ・ 特別委員会でのインターネット中継の取り扱いについては、平成29年度は中継実施を見送り、平成30年度の検証時に改めて協議することとする。
- ・ その他の委員会における発言、記録、傍聴等の取扱いは、定数等を勘案して、常任委員会と同様に行うものとする。

3 「特別委員会の設置」についての具体的な内容

「大都市税財政制度調査特別委員会の設置について（案）」及び「大都市税財政制度調査特別委員会実施要領（案）」に関する詳細は、以下のとおりである。

大都市税財政制度調査特別委員会の設置について（案）

1 設 置

本市議会に、大都市税財政制度調査特別委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 付議事件

委員会は、大都市の実態に適応する税財政制度の確立を目的として、大都市における税財政制度の諸問題及び国等への税財政要望行動に関する事項について調査研究を行う。

3 定 数

委員会の委員の定数は、13人とする。

4 設置期間等

委員会は、2の付議事件の終了まで継続し、議会の閉会中も審査を行うことができる。

大都市税財政制度調査特別委員会実施要領（案）

1 委員会の委員の会派別人数は、総務委員会に準ずる。

2 正副委員長の互選は、年長委員による指名推選で行う。この場合において、年長委員は、委員長にあっては議長の所属する会派から、副委員長にあっては副議長の所属する会派からそれぞれ指名するものとする。

3 議案、請願及び陳情は、付託しない。

4 正副委員長は、通常、正副委員長会議には、出席しない。

- 5 委員長は、指定都市の税財政関係特別委員長会議に出席し、委員は、指定都市の税財政関係特別委員会の党派別要望運動に係る懇談会に出席する。
- 6 委員会における説明員の出席は、総務企画局職員、財政局職員その他の付議事件に係る所管局職員とする。
- 7 委員会が調査研究の結論若しくは一定の方向性を得たとき、又は議員の任期が満了するときは、報告書を作成し、委員長から議長に提出するものとする。
- 8 この要領に定めるもののほか、委員会における発言、記録、傍聴その他委員会の運営については、常任委員会の運営の例による。
なお、常任委員会の運営の例によることが適当でない事項であって、協議が必要なものは、議会運営委員会で協議する。

資 料 編

- 特別委員会関係他都市状況
 - 【特別委員会設置状況】 ----- 1 0
 - 【議案、請願・陳情付託状況】 ----- 1 5
 - 【常任委員会及び特別委員会開催日数】 ----- 2 1
 - 【税財政関係特別委員会設置状況】 ----- 2 4
- 特別委員会の設置について（川崎市議会委員会条例、川崎市議会会議規則、議会運営の手引き（抜粋）） ----- 2 5
- 特別委員会について（公明党案） ----- 2 6
- 横浜市会視察報告（概要） ----- 2 7
- 税財政要望関係報告等について
（平成27年度総務委員会における実績） ----- 3 2
- 特別委員会の名称、目的、構成及び調査期間等について（案） ----- 3 3
- 大都市税財政制度調査特別委員会の設置について（自民党案） ----- 3 4
- 大都市税財政制度調査特別委員会の設置について（案） ----- 3 5
- 大都市税財政制度調査特別委員会実施要領 ----- 3 7

○政令指定都市における特別委員会の設置状況（平成26年度）

都市名 (議員定数)	特別委員会の名称	定数	会派構成	開催日数		会派構成の取り決め方及び無所属議員 (非交渉会派)の取扱	調査期間終了後の附 議事案の取扱		
				会期中	閉会中				
札幌市 (68人)	大都市行財政制度調査特別委員会	22	札幌市議会自民党・市民会議8人、札幌市議会民 主党・市民連合議員会8人、札幌市議会公明党議 員会3人、日本共産党札幌市議会議員団1人、札幌 市議会市民ネットワーク北海道1人、改革1人	0	4	各会派及び会派無所属議員が、各委 員会の希望人数を申し出、この結果 をもとに各会派の幹事長会議で協議 し、各委員会の会派構成及び会派無 所属議員の所属委員会を決定してい る。	報告書、提言書等は 作成していない。		
	経済雇用対策・新幹線等調査特別 委員会	22	札幌市議会自民党・市民会議8人、札幌市議会民 主党・市民連合議員会7人、札幌市議会公明党議 員会3人、日本共産党札幌市議会議員団2人、札幌 市議会市民ネットワーク北海道1人、無所属1人	0	1				
	災害・雪対策調査特別委員会	23	札幌市議会自民党・市民会議7人、札幌市議会民 主党・市民連合議員会8人、札幌市議会公明党議 員会3人、日本共産党札幌市議会議員団2人、札幌 市議会市民ネットワーク北海道1人、改革1人、札 幌市議会みんなの党1人	0	3				
	合 計	67							
仙台市 (55人)	東西線・まちづくり促進調査特別 委員会	11	自由民主党・仙台3人、市民フォーラム仙台2人、 自由民主党復興仙台2人、公明党仙台市議団1人、 日本共産党仙台市議団1人、社民党仙台市議団1 人、自由民主党1人	0	4	委員の割り振りは、無所属議員を含 め、各会派から議会運営委員会に希 望届を提出したうえで、議会運営委 員会正副委員長が調整している。	調査期間中の最後の 定例会の最終日にお いて、調査結果を委 員長から報告すると ともに、報告書を議 長へ提出している。		
	地域経済活性化調査特別委員会	11	自由民主党・仙台2人、市民フォーラム仙台2人、 自由民主党復興仙台2人、公明党仙台市議団1人、 日本共産党仙台市議団2人、社民党仙台市議団1 人、輝く仙台1人	0	5				
	エネルギー政策調査特別委員会	11	自由民主党・仙台2人、市民フォーラム仙台2人、 自由民主党復興仙台2人、公明党仙台市議団2人、 日本共産党仙台市議団1人、社民党仙台市議団1 人、輝く仙台1人	0	5				
	防災・減災推進調査特別委員会	11	自由民主党・仙台2人、市民フォーラム仙台2人、 自由民主党復興仙台1人、公明党仙台市議団2人、 日本共産党仙台市議団2人、社民党仙台市議団1 人、輝く仙台1人	0	4				
	次世代育成調査特別委員会	11	自由民主党・仙台3人、市民フォーラム仙台1人、 自由民主党復興仙台2人、公明党仙台市議団2人、 日本共産党仙台市議団1人、社民党仙台市議団1 人、輝く仙台1人	0	6				
	選挙管理委員会の不適切事務等 に関する調査特別委員会	13	自由民主党・仙台3人、市民フォーラム仙台2人、 自由民主党復興仙台2人、公明党仙台市議団2人、 日本共産党仙台市議団2人、社民党仙台市議団1 人、輝く仙台1人	2	1			各派代表者会議で決定。 無所属議員を含め、会派の構成比に より割り振りを決めている。	
	合 計	55							
さいたま 市 (60人)	政治倫理特別委員会	6	自由民主党さいたま市議会議員団1人、民主党さ いたま市議団1人、公明党さいたま市議会議員団1 人、日本共産党さいたま市議会議員団1人、改革 フォーラムさいたま市議団1人、無所属1人	1	0	無所属議員を含め、会派の構成比を もとに割り振り、議会運営委員会理事 会において、調整	特になし。 平成27年2月定例会 本会議において、委 員長より調査研究の 報告を行った。		
	大都市行財政制度特別委員会	11	自由民主党さいたま市議会議員団4人、民主党さ いたま市議団2人、公明党さいたま市議会議員団2 人、日本共産党さいたま市議会議員団2人、改革 フォーラムさいたま市議団1人	4	1				
	議会改革推進特別委員会	12	自由民主党さいたま市議会議員団4人、民主党さ いたま市議団2人、公明党さいたま市議会議員団2 人、日本共産党さいたま市議会議員団1人、改革 フォーラムさいたま市議団2人、無所属1人	4	5			2	1
	地下鉄7号線延伸事業化特別委員 会	12	自由民主党さいたま市議会議員団4人、民主党さ いたま市議団3人、公明党さいたま市議会議員団2 人、日本共産党さいたま市議会議員団2人、改革 フォーラムさいたま市議団1人	3	0				
	見沼田圃将来ビジョン特別委員会	12	自由民主党さいたま市議会議員団5人、民主党さ いたま市議団2人、公明党さいたま市議会議員団2 人、日本共産党さいたま市議会議員団1人、改革 フォーラムさいたま市議団1人、無所属1人	1	1				
	適正な発注制度及び人員配置に関 する調査特別委員会	12	自由民主党さいたま市議会議員団4人、民主党さ いたま市議団3人、公明党さいたま市議会議員団2 人、日本共産党さいたま市議会議員団2人、改革 フォーラムさいたま市議団1人	4	0				
	決算・行政評価特別委員会	20	自由民主党さいたま市議会議員団7人、民主党さ いたま市議団4人、公明党さいたま市議会議員団4 人、日本共産党さいたま市議会議員団2人、改革 フォーラムさいたま市議団2人、無所属1人	18	0				
	合 計	85							
千葉市 (54人)	大都市制度・防災危機対策調査特 別委員会	13	自由民主党千葉市議会議員団5人、公明党千葉市 議会議員団2人、民主党千葉市議会議員団2人、日 本共産党千葉市議会議員団2人、未来創造ちば2人	4	2	特別委員会委員の割り振りについ ては、所属議員4人以上の会派から所 属議員数の比率によって選出するこ ととなっている。	報告書や提言書等を 作成した事例はな し。		
	少子高齢社会問題調査特別委員会	13	自由民主党千葉市議会議員団5人、公明党千葉市 議会議員団2人、民主党千葉市議会議員団2人、日 本共産党千葉市議会議員団2人、未来創造ちば2人	2	4				
	新庁舎整備調査特別委員会	13	自由民主党千葉市議会議員団5人、公明党千葉市 議会議員団2人、民主党千葉市議会議員団2人、日 本共産党千葉市議会議員団2人、未来創造ちば2人	5	4				
	合 計	39							

都市名 (議員定数)	特別委員会の名称	定数	会派構成	開催日数		会派構成の取り決め方及び無所属議員 (非交渉会派)の取扱	調査期間終了後の附 議事案の取扱
				会期中	閉会中		
横浜市 (86人)	大都市行財政制度特別委員会	14	自由民主党横浜市議員団5人、公明党横浜市議員団3人、民主党横浜市議員団2人、横浜の未来を結ぶ会1人、日本共産党横浜市議員団1人、みんなの党横浜市議員団1人、ヨコハマ会横浜市議員団1人	3	5	正副委員長についてはドント式、委員については無所属議員を含め、会派の構成比により割振りを決めている。	報告書、提言書等を作成・公表している。
	基地対策特別委員会	15	自由民主党横浜市議員団5人、公明党横浜市議員団3人、民主党横浜市議員団3人、横浜の未来を結ぶ会2人、日本共産党横浜市議員団1人、みんなの党横浜市議員団1人	2	4		
	減災対策推進特別委員会	14	自由民主党横浜市議員団5人、公明党横浜市議員団2人、民主党横浜市議員団2人、横浜の未来を結ぶ会2人、日本共産党横浜市議員団1人、無所属クラブ1人	2	4		
	孤立を防ぐ地域づくり特別委員会	14	自由民主党横浜市議員団5人、公明党横浜市議員団3人、民主党横浜市議員団2人、横浜の未来を結ぶ会2人、日本共産党横浜市議員団1人、ヨコハマ会横浜市議員団1人	2	3		
	観光・創造都市・国際戦略特別委員会	14	自由民主党横浜市議員団5人、公明党横浜市議員団2人、民主党横浜市議員団3人、横浜の未来を結ぶ会2人、みんなの党横浜市議員団1人、無所属クラブ1人	1	4		
	健康づくり・スポーツ推進特別委員会	15	自由民主党横浜市議員団6人、公明党横浜市議員団2人、民主党横浜市議員団3人、横浜の未来を結ぶ会1人、日本共産党横浜市議員団1人、みんなの党横浜市議員団1人、無所属(神奈川県ネットワーク運動)1人	2	3		
	合計	86					
相模原市 (49人)	基地対策特別委員会	11	新政クラブ4人、公明党相模原市議員団2人、民主・新無所属の会1人、颯爽の会1人、日本共産党相模原市議員団1人、市民連合1人、無所属1人	3	1	定数で各議員(無所属議員を含む)の希望と会派構成のバランスを考慮しながら議会運営協議会で協議し、決定した。	中間報告書を作成し、公表
	交通問題特別委員会	11	新政クラブ5人、公明党相模原市議員団1人、民主・新無所属の会2人、颯爽の会1人、日本共産党相模原市議員団1人、相友会1人	3	1		
	水源地域対策特別委員会	12	新政クラブ4人、公明党相模原市議員団2人、民主・新無所属の会1人、颯爽の会2人、日本共産党相模原市議員団1人、市民連合1人、相友会1人	3	1		
	防災特別委員会	12	新政クラブ4人、公明党相模原市議員団1人、民主・新無所属の会2人、颯爽の会1人、日本共産党相模原市議員団1人、市民連合1人、無所属3人	3	1		
	大都市制度に関する特別委員会	13	新政クラブ5人、公明党相模原市議員団2人、民主・新無所属の会2人、颯爽の会1人、日本共産党相模原市議員団1人、市民連合1人、相友会1人	3	2	議会運営委員会において、定数を決定し、各会派の議席数に応じて定数を割り振り、委員を選出した。無所属議員は、協議に参加していない。	条例の制定及び逐条解説の公表をもって終了
	議会基本条例に関する特別委員会	11	新政クラブ4人、公明党相模原市議員団2人、民主・新無所属の会1人、颯爽の会1人、日本共産党相模原市議員団1人、市民連合1人、相友会1人	2	5		
	広域交流拠点に関する特別委員会	11	新政クラブ4人、公明党相模原市議員団2人、民主・新無所属の会1人、颯爽の会1人、日本共産党相模原市議員団1人、市民連合1人、相友会1人	3	1		中間報告書を作成し、公表
合計	81						
新潟市 (56人)	大都市制度調査特別委員会	12	新市民クラブ2人、民主にいがた2人、保守市民新潟2人、新潟市政クラブ1人、日本共産党新潟市議員団1人、市民連合1人、公明党新潟市議員団1人、新風クラブ1人、無所属1人	4	0	無所属を含め各会派より人選について名簿を提出された後に、各会派幹事長会議により人数調整等を行っている。	2年をめぐりに中間報告、または最終報告を本会議で行っている。
	まちなか、地域再生調査特別委員会	13	保守市民新潟4人、新市民クラブ3人、日本共産党新潟市議員団2人、民主にいがた1人、市民連合1人、公明党新潟市議員団1人、新風クラブ1人	4	1		
	農業活性化調査特別委員会	14	新市民クラブ3人、新潟市政クラブ2人、日本共産党新潟市議員団2人、保守市民新潟2人、民主にいがた1人、市民連合1人、公明党新潟市議員団1人、新風クラブ1人、無所属1人	4	1		
	公共交通調査特別委員会	15	新潟市政クラブ2人、日本共産党新潟市議員団2人、民主にいがた2人、保守市民新潟2人、市民連合2人、新市民クラブ1人、公明党新潟市議員団1人、新風クラブ1人、無所属1人	3	4		
	総合計画特別委員会	53	保守市民新潟10人、新市民クラブ8人、日本共産党新潟市議員団7人、民主にいがた6人、新潟市政クラブ5人、市民連合5人、公明党新潟市議員団4人、新風クラブ4人、無所属3人	7	25		
	合計	107					

都市名 (議員定数)	特別委員会の名称	定数	会派構成	開催日数		会派構成の取り決め方及び無所属議員(非交渉会派)の取扱	調査期間終了後の附議事案の取扱
				会期中	閉会中		
静岡市 (48人)	総合治水及び災害対策調査特別委員会	11	自由民主党静岡市議会議員団4人、新政会1人、公明党静岡市議会議員2人、静翔会1名、日本共産党静岡市議会議員団1人、日本維新の会静岡市議会議員団1名、緑の党Greens Japan1人	1	2	毎年度、委員改選を行っており、代表者会議において所属委員会の希望を各会派(非交渉会派を含む。)から持ち寄り、調整している。	毎年度、本会議において、特別委員会の調査案件について報告を行っている。また、必要に応じて市長への提言を行っている。
	中山間地活性化調査特別委員会	11	自由民主党静岡市議会議員団5人、新政会2人、公明党静岡市議会議員2人、静翔会1人、日本共産党静岡市議会議員団1人	2	4		
	産業振興策調査特別委員会	11	自由民主党静岡市議会議員団5人、新政会2人、公明党静岡市議会議員1人、静翔会1人、日本共産党静岡市議会議員団1人、維新の会静岡市議会議員団1人	1	8		
	観光・交流事業調査特別委員会	11	自由民主党静岡市議会議員団4人、新政会2人、公明党静岡市議会議員1人、静翔会1人、日本共産党静岡市議会議員団2人、「山と町」安全の会1人	3	3		
	合計	44					
浜松市 (46人)	大都市制度調査特別委員会	11	自由民主党浜松5人、創造浜松2人、市民クラブ2人、公明党2人	1	3	非交渉団体も含め会派の構成比により、正副委員長も含め割り振りを決めている。	任期満了まで設置しているため調査期間終了となった例はないが、毎年1回年度末に全員協議会で委員長が活動報告を行っている。
	地域活性化特別委員会	12	自由民主党浜松6人、創造浜松2人、市民クラブ2人、公明党1人	2	1		
	行財政改革特別委員会	12	自由民主党浜松6人、創造浜松2人、市民クラブ2人、公明党1人	2	0		
	危機管理特別委員会	11	自由民主党浜松5人、創造浜松2人、市民クラブ1人、公明党1人、日本共産党浜松市議員団1人、社会民主党浜松1人	2	0		
	新病院建設特別委員会	10	自由民主党浜松5人、創造浜松2人、市民クラブ1人、公明党1人	3	1		
	合計	56					
名古屋市 (75人)	大都市制度・広域連携促進特別委員会	12	自由民主党名古屋市議員団3人、減税日本ナゴヤ2人、公明党名古屋市議員団2人、民主党名古屋市議員団2人、民政クラブ1人、日本共産党名古屋市議員団1人、名古屋維新の会1人	1	6	各会派(非交渉会派を含む)の所属議員数の比率を基に、議会運営委員会理事会において、協議・調整を行い割り振りを行っている。	設置期間は審査終了までとされており、設置期間内に調査が終了した場合には、本会議において、委員長より報告を行い調査終了の議決を行うこととなるが、設置期間内に調査が終了せず議員の任期満了を迎えた場合には、改選後、改めて特別委員会を設置して引き続き調査を行っている。
	防災・エネルギー対策特別委員会	12	自由民主党名古屋市議員団3人、減税日本ナゴヤ2人、公明党名古屋市議員団2人、民主党名古屋市議員団2人、民政クラブ1人、日本共産党名古屋市議員団1人、地方分権改革会1人	1	6		
	産業・歴史文化・観光戦略特別委員会	13	自由民主党名古屋市議員団3人、減税日本ナゴヤ3人、公明党名古屋市議員団2人、民主党名古屋市議員団1人、民政クラブ1人、日本共産党名古屋市議員団1人、減税日本市志の会1人、無所属クラブ1人	1	5		
	都市活力向上特別委員会	13	自由民主党名古屋市議員団3人、減税日本ナゴヤ3人、公明党名古屋市議員団2人、民主党名古屋市議員団2人、日本共産党名古屋市議員団1人、八風の会1人、民和会1人	1	9		
	公社対策特別委員会	13	自由民主党名古屋市議員団3人、減税日本ナゴヤ3人、公明党名古屋市議員団2人、民主党名古屋市議員団2人、日本共産党名古屋市議員団1人、名古屋市市民クラブ1人、市民クラブ1人	1	9		
	安心・安全なまちづくり対策特別委員会	12	自由民主党名古屋市議員団3人、減税日本ナゴヤ2人、公明党名古屋市議員団2人、民主党名古屋市議員団2人、民政クラブ1人、減税日本元祖・庶民革命1人、政和クラブ1人	1	8		
	合計	75					
京都市 (69人)	なし						
	合計	0					
大阪市 (86人)	市政改革特別委員会	20	大阪維新の会大阪市議員団7人、公明党大阪市議員団5人、自由民主党大阪市議員団4人、OSAKAみらい大阪市議員団2人、日本共産党大阪市議員団2人	2	1	無所属議員を含め、会派の構成比により割り振りを決めている。(不足数が発生した場合は、別途協議により決定。)	なし。
	大都市・税財政制度特別委員会	20	大阪維新の会大阪市議員団7人、公明党大阪市議員団5人、自由民主党大阪市議員団4人、OSAKAみらい大阪市議員団2人、日本共産党大阪市議員団2人	2	3		
	環境対策特別委員会	20	大阪維新の会大阪市議員団7人、公明党大阪市議員団5人、自由民主党大阪市議員団4人、OSAKAみらい大阪市議員団2人、日本共産党大阪市議員団2人	2	1		
	交通政策特別委員会	20	大阪維新の会大阪市議員団6人、公明党大阪市議員団4人、自由民主党大阪市議員団4人、OSAKAみらい大阪市議員団3人、日本共産党大阪市議員団2人、無所属1人	1	0		
	合計	80					

都市名 (議員定数)	特別委員会の名称	定数	会派構成	開催日数		会派構成の取り決め方及び無所属議員(非交渉会派)の取扱	調査期間終了後の附議事案の取扱
				会期中	閉会中		
堺市 (52人)	大都市制度・広域行政調査特別委員会	12	公明党堺市議会議員団3人、大阪維新の会堺市議 会議員団2人、ソレイユ堺3人、自由民主党・市民 クラブ2人、日本共産党堺市議会議員団2人	2	2	無所属議員を含め、会派の構成比に より割振りを決めている。	活動報告書を作成 し、議長に報告して いる。
	新たな都市活力創出調査特別委員 会	13	公明党堺市議会議員団3人、大阪維新の会堺市議 会議員団3人、ソレイユ堺1人、自由民主党・市民 クラブ3人、日本共産党堺市議会議員団2人	1	2		
	安全・安心なまちづくり調査特別 委員会	13	公明党堺市議会議員団3人、大阪維新の会堺市議 会議員団2人、ソレイユ堺2人、自由民主党・市民 クラブ3人、日本共産党堺市議会議員団2人、無所 属1人	1	1		
	次世代育成支援調査特別委員会	13	公明党堺市議会議員団2人、大阪維新の会堺市議 会議員団3人、ソレイユ堺2人、自由民主党・市民 クラブ2人、日本共産党堺市議会議員団2人、無所 属1人	1	1		
	合 計	51					
神戸市 (69人)	外郭団体に関する特別委員会	15	民主こうべ3人、公明党3人、自民党神戸3人、自 由民主党2人、日本共産党2人、新世代こうべ1 人、神戸志民党1人	5	5	選任基準は、委員定数を全議員数 (無所属議員を含む)で比例按分 (ドント方式)し、会派へ割り当て ている。	該当なし。
	大都市行財政制度に関する特別委員 会	15	民主こうべ3人、公明党3人、自民党神戸3人、自 由民主党2人、日本共産党2人、新世代こうべ1 人、住民投票☆市民力1人	4	3		
	未来都市創造に関する特別委員会	15	民主こうべ3人、公明党3人、自民党神戸3人、自 由民主党2人、日本共産党2人、新世代こうべ1 人、新社会党1人	4	6		
	合 計	45					
岡山市 (52人)	都市活力・大都市制度調査特別委員 会	12	自由民主党岡山市議団・無所属の会4人、公明党 岡山市議団2人、新風会2人、市民ネット1人、日 本共産党岡山市議団1人、明政クラブ1人、ネク スト岡山1人	0	4	3人以上の会派の代表をもって構成 する会派代表者会議において、あら じめ協議し、割振りを決定する。	議員任期満了に伴う 改選の際には、選挙 前の2月定例会最終 日において調査状況 報告書を配布。任期 途中の議会内人事に 伴う改選の折には、 5月臨時市議会にお いて調査状況報告書 を配布
	E S D ・低炭素社会調査特別委員 会	12	自由民主党岡山市議団・無所属の会4人、公明党 岡山市議団2人、新風会2人、市民ネット1人、日 本共産党岡山市議団1人、明政クラブ1人、ゆうあ いクラブ1人	0	4		
	公共施設マネジメント調査特別委員 会	12	自由民主党岡山市議団・無所属の会6人、公明党 岡山市議団1人、新風会1人、市民ネット2人、日 本共産党岡山市議団1人、明政クラブ1人	0	3		
	市民協働・男女共同参画調査特別 委員会	12	自由民主党岡山市議団・無所属の会4人、公明党 岡山市議団2人、新風会1人、市民ネット1人、日 本共産党岡山市議団2人、明政クラブ1人	0	3		
	合 計	48					
広島市 (55人)	大都市税財政対策特別委員会	12	自由民主党・保守クラブ3人、自由民主党3人、 市民連合2人、公明党2人、市政改革・無党派ク ラブ2人	0	3	無所属議員を含め、各会派から各議 員の所属希望申出書を提出してもら い、人選については、議長一任とし ている。	本会議において委員 長が調査の概要を報 告している。
	都市機能向上対策特別委員会	13	自由民主党・保守クラブ4人、自由民主党2人、 市民連合2人、公明党2人、日本共産党1人、地 域デザイン2人	0	5		
	安心・安全社会づくり対策特別委員 会	13	自由民主党・保守クラブ1人、自由民主党4人、 市民連合2人、公明党2人、市政改革・無党派ク ラブ3人、日本共産党1人	0	3		
	都市政策特別委員会	13	自由民主党・保守クラブ4人、自由民主党2人、 市民連合2人、公明党2人、市政改革・無党派ク ラブ2人、日本共産党1人	0	3		
	懲罰特別委員会	14	自由民主党・保守クラブ4人、自由民主党3人、 市民連合2人、公明党2人、市政改革・無党派ク ラブ2人、日本共産党1人	1	0		
合 計	51						
北九州市 (61人)	なし					常任委員及び特別委員は、まず、所 属議員数が6人以上の会派は、その 所属議員数を6で除して得た数の整 数を、それぞれ各委員会に割り当 て、残数は保留する。次に、所属議 員数が6人に満たない会派及び無所 属議員については、上記の残数と併 せて調整の上、所属すべき委員会を 決める。残数は、原則として同一委 員会に重複しないよう調整する。	委員会報告書はその 写しを議員に配布し ている。
	合 計	0					

都市名 (議員定数)	特別委員会の名称	定数	会派構成	開催日数		会派構成の取り決め方及び無所属議員(非交渉会派)の取扱	調査期間終了後の附議事案の取扱
				会期中	閉会中		
福岡市 (62人)	交通対策特別委員会	21	自由民主党福岡市議団7人、公明党福岡市議団4人、福岡市民クラブ3人、みらい福岡市議団3人、日本共産党福岡市議団1人、社民・市政クラブ福岡市議団1人、無所属2人	0	4	代表者会議で会派割に基づいて協議、決定している。無所属議員については、各会派の割り振り決定後に、定数に満たない特別委員会に割り振り、調整によって、各特別委員会の割り振りを決定している。	調査の経過及び結果を記載した委員会調査報告書を議長に提出し、議長は議席に配付している。
	都市問題等調査特別委員会	21	自由民主党福岡市議団6人、公明党福岡市議団4人、福岡市民クラブ3人、みらい福岡市議団3人、日本共産党福岡市議団2人、社民・市政クラブ福岡市議団1人、福岡維新の会1人、無所属1人	0	3		
	少子・高齢化対策特別委員会	20	自由民主党福岡市議団6人、公明党福岡市議団4人、福岡市民クラブ3人、みらい福岡市議団2人、日本共産党福岡市議団2人、社民・市政クラブ福岡市議団1人、福岡維新の会1人	0	3		
	議員定数調査特別委員会	19	自由民主党福岡市議団6人、公明党福岡市議団4人、福岡市民クラブ3人、みらい福岡市議団2人、日本共産党福岡市議団2人、社民・市政クラブ福岡市議団1人、福岡維新の会1人	1	5		
	合計	81					
熊本市 (48人)	総合的なまちづくり対策に関する特別委員会	12	自由民主党熊本市議団4名、くまもと未来3名、市民連合2名、公明党熊本市議団1名、日本共産党熊本市議団1名、市政クラブ1名	2	0	非交渉会派(3人未満)の議員を含め、会派の構成比により割り振りを決めている。	報告書を作成し、会議録に掲載し公表している。
	中心市街地の活性化に関する特別委員会	13	自由民主党熊本市議団3名、くまもと未来2名、市民連合2名、公明党熊本市議団2名、日本共産党熊本市議団1名、日本の教育を考える会1名、自由クラブ1名	4	0		
	財政運営のあり方に関する特別委員会	12	自由民主党熊本市議団6名、くまもと未来2名、市民連合2名、公明党熊本市議団2名	2	0		
	議会活性化特別委員会	10	自由民主党熊本市議団3名、くまもと未来2名、市民連合2名、公明党熊本市議団2名、日本共産党熊本市議団1名	3	0		
	合計	47					
川崎市 (60人)	なし						
	合計	0					

※本調査では、予算特別委員会及び決算特別委員会は含めない。

○政令指定都市における特別委員会の設置状況〔議案、請願・陳情の付託について〕（平成26年度）

都市名 (議員定数)	特別委員会の名称	目的（又は附議案件）	議案、請願・陳情の付託	議案、請願・陳情の取扱 に関する申し合わせ等
札幌市 (68人)	大都市行財政制度調査特別委員会	将来にわたり安定した税財政制度を確立するため、大都市における税財源の拡充及び税財政制度の諸問題について調査するとともに、時代の変化に伴う新たな行政課題に的確に対応するため、行財政改革に関する基本的事項について調査することを目的とする。	無	運用により、議案及び請願・陳情は調査特別委員会に付託しないこととしている。
	経済雇用対策・新幹線等調査特別委員会	本市の厳しい経済雇用情勢を踏まえ、景気雇用対策及び産業振興策について調査するとともに、北海道新幹線札幌延伸の早期実現及び市内交通に関する必要な事項を調査することを目的とする。		
	災害・雪対策調査特別委員会	災害に強い安全な都市づくりを強化するとともに、快適な冬の都市環境を整備するために、次の事項について調査することを目的とする。 (1) 大規模地震等に対応した災害対策 (2) 雪対策		
仙台市 (55人)	東西線・まちづくり促進調査特別委員会	地下鉄東西線の利用促進を図るとともに、基幹交通の整備による沿線地域のまちづくりを促進し、あわせて総合交通体系の確立を図ることを目的とする。	無	無
	地域経済活性化調査特別委員会	地域資源を活用した交流人口の拡大など、都市の魅力や活力を高めることにより、地域経済の活性化を図ることを目的とする。		
	エネルギー政策調査特別委員会	低炭素社会の実現に向けて、再生可能エネルギーの導入を図るとともに、既存エネルギーを含む総合的なエネルギー政策の推進を図ることを目的とする。		
	防災・減災推進調査特別委員会	東日本大震災の経験をもとに、仙台市地域防災計画に基づく地域の防災・減災力の強化に向けた取り組みを推進していくことを目的とする。		
	次世代育成調査特別委員会	次代の社会を担う子どもたちが、豊かな人間性と能力をはぐくみ、健やかに育つことのできる地域社会の形成に資することを目的とする。		
	選挙管理委員会の不適切事務等に関する調査特別委員会	青葉区選挙管理委員会において不適切な事務処理が行われた問題等について、事実関係の把握と再発防止を図るとともに、市政全体における適正な職務執行の確保を図ることにより、市民の信頼を回復することを目的とする。		
さいたま市 (60人)	政治倫理特別委員会	政治倫理確立に向けた調査研究、政治倫理基準の違反審査	無	無
	大都市行財政制度特別委員会	大都市にふさわしい行財政制度確立のための調査研究、地方分権改革推進のための調査研究		
	議会改革推進特別委員会	議会改革推進のための調査研究		
	地下鉄7号線延伸事業化特別委員会	地下鉄7号線の延伸事業化に関する調査研究		
	見沼田圃将来ビジョン特別委員会	見沼田圃の将来ビジョンに関する調査		
	適正な発注制度及び人員配置に関する調査特別委員会	適正な発注制度及び人員配置に関する調査研究		
	決算・行政評価特別委員会	平成25年度決算審査及び行政評価のための調査研究		

都市名 (議員定数)	特別委員会の名称	目的 (又は附議案件)	議案、請願 ・陳情の付託	議案、請願・陳情の取扱 に関する申し合わせ等
千葉市 (54人)	大都市制度・防災危機対策調査特別委員会	大都市の実態に対応した行財政制度の確立及び地方分権の推進に関する事項について調査するとともに、防災・危機対策に関する事項に係る諸問題について調査すること。	無	無
	少子高齢社会問題調査特別委員会	少子高齢社会の進展に伴う虐待や孤独死などの諸問題と対応策について調査するとともに、生活保護などの社会保障のあり方について調査すること。		
	新庁舎整備調査特別委員会	市庁舎に求められる機能とあり方を調査するとともに、庁舎と敷地の一体的な有効活用等について調査すること。		
横浜市 (86人)	大都市行財政制度特別委員会	大都市制度の早期実現を図るとともに、その実態に対応する行財政制度の確立を目的とし、これを強力に促進すること。	無	議案、請願・陳情等の付託は行わない。 〔市会運営委員会申し合わせ・確認事項〕
	基地対策特別委員会	米軍施設の跡地利用及び早期前面返還の促進等を図ること。		
	減災対策推進特別委員会	減災及び防災対策の推進に関すること。		
	孤立を防ぐ地域づくり特別委員会	身近なつながりや支え合いにより社会的孤立を防ぐ地域づくりの推進に関すること。		
	観光・創造都市・国際戦略特別委員会	MICEの推進、国際コンテナ戦略港湾の推進、国際戦略総合特区の推進、文化・芸術等の大規模集客イベントの開催に関すること。		
	健康づくり・スポーツ推進特別委員会	運動による介護予防等あらゆる世代の健康づくり及び大規模スポーツイベント開催やスポーツ関連施設の整備等スポーツの振興に関すること。		
相模原市 (49人)	基地対策特別委員会	基地対策について	無	無
	交通問題特別委員会	公共交通の整備について		
	水源地域対策特別委員会	水源地域の保全活用等について		
	防災特別委員会	防災等に関する調査研究について		
	大都市制度に関する特別委員会	大都市制度に関する調査研究について		
	議会基本条例に関する特別委員会	議会基本条例の制定について		
	広域交流拠点に関する特別委員会	広域交流拠点に関する調査研究について		
新潟市 (56人)	大都市制度調査特別委員会	大都市制度、地方分権及び新潟州構想等にかかわる調査、研究	無	無
	まちなか、地域再生調査特別委員会	まちなか活性化、産業・雇用創出にかかわる調査、研究		
	農業活性化調査特別委員会	持続可能な農業確立のため、特にTPP、食の安全、ユネスコ創造都市にかかわる調査、研究		
	公共交通調査特別委員会	本市が進める生活交通、都心アクセス、基幹公共交通軸を初めとする都市交通にかかわる調査、研究		
	総合計画特別委員会	新潟市総合計画の策定にかかわる調査、研究		
			議案：有 請願・陳情：無	

都市名 (議員定数)	特別委員会の名称	目的 (又は附議案件)	議案、請願 ・陳情の付託	議案、請願・陳情の取扱 に関する申し合わせ等
静岡市 (48人)	総合治水及び災害対策調査特別委員会	巴川総合治水及び都市型浸水対策を含む総合的な水害対策、市域の海岸保全、並びに震災対策の調査及び整備策に関する事	無	無
	中山間地活性化調査特別委員会	中山間地の活性化及び振興策の調査及び整備策に関する事		
	産業振興策調査特別委員会	建設・整備中のものを含む高規格道路・港湾等の沿線・周辺地域における産業振興、及び企業誘致を含む企業育成・雇用の確保に関する調査と整備・推進策に関する事		
	観光・交流事業調査特別委員会	高規格道路・港湾・空港利用による誘客策や国内・外会議の誘致策、及び市内観光施設又はこれに類する施設に係る調査及び施策の推進に関する事		
浜松市 (46人)	大都市制度調査特別委員会	・大都市の行政実態に対応した制度の調査研究について ・地方分権の推進に関する調査研究について ・浜松市総合計画の策定に係る調査研究について	無	無
	地域活性化特別委員会	・中心市街地活性化の推進について ・企業誘致等に関する調査研究について ・農林水産業に関する調査研究について ・エネルギーに関する調査研究について		
	行財政改革特別委員会	・行政経営計画について ・外郭団体について ・区のあり方について ・資産経営について		
	危機管理特別委員会	・災害対策等に係る調査研究について ・新型インフルエンザ等感染症その他新感染症の対策等に係る調査研究について		
	新病院建設特別委員会	・新病院の建設に関する調査研究について		
名古屋市 (75人)	大都市制度・広域連携促進特別委員会	大都市の実態に対応するよう行財政制度の拡充強化を図るとともに、地方分権及び広域連携の促進並びに区役所改革に関する調査を行い、もって大都市・行財政制度の確立を期する。	無	【議案】 委員会関係 (事件の付議) ・事件の委員会付議は、次の原則的基準による。 (1) 議員提出議案、人事案件は委員会に付議しない。 (2) その他の事件は、常任委員会に付議する。 〔議会運営上の申し合せ事項〕
	防災・エネルギー対策特別委員会	地震、大雨等の大規模災害等に備え、防災及び災害対策の強化、地域防災力の向上等を図るとともに、地域としてのエネルギー政策に関する諸施策の推進を図り、もって災害に強いまちの実現及び安定した市民生活の確保を期する。		
	産業・歴史文化・観光戦略特別委員会	先端分野産業等の重点的に活性化を図る分野の産業の振興並びに歴史及び文化に根ざした都市の魅力の向上及び観光の推進を図り、もって名古屋の強み及び特性を生かした戦略的な取組の推進を期する。		
	都市活力向上特別委員会	都心部及び市内各地域における特色ある戦略的なまちづくりに必要な諸施策の推進並びに各種交通機関 (市営に係るものを除く。)及び堀川の整備を図るとともに、幅広い国際交流を促進し、もって都市活力の向上を図り、魅力あるまちづくりを期する。		
	公社対策特別委員会	地方自治法第 221 条第 3 項に規定する法人のうち、特に公益性の強いもの (以下「公社等」という。) について、その運営状況及び事業効果の調査を行い、公社等事業の推進を期する。		
	安心・安全なまちづくり対策特別委員会	地域の安全の確保及び青少年の健全育成に必要な諸施策の推進を図るとともに、市内及び市周辺地域における道路交通の安全確保及び円滑化、食の安全の確保並びに地球環境の保全対策を図り、もってだれもが安心して安全に暮らせるまちの実現を期する。		

都市名 (議員定数)	特別委員会の名称	目的 (又は附議案件)	議案、請願 ・陳情の付託	議案、請願・陳情の取扱 に関する申し合わせ等
京都市 (69人)	なし		無	無
大阪市 (86人)	市政改革特別委員会	(1) 市政改革プランの進捗状況の検証に関する こと (2) 市政改革プランにかかる区・局運営方針 の進捗状況の検証に関すること (3) 大阪市改革プロジェクトチームの所掌事 務に関すること (4) その他市政改革に関すること	無	無
	大都市・税財政制度特別委員会	(1) 地方制度改革に関すること 1 地方分権に関すること 2 地方制度調査会に関すること 3 その他地方制度改革に関すること (2) 市域に関すること (3) 都市間協力に関すること (4) 行政区の区域の変更等に関すること (5) 大都市税源の拡充に関すること (6) 大都市財源の拡充に関すること (7) 大阪にふさわしい大都市制度のあり方 に関すること (8) その他大都市の制度と機能の改善に 関すること		
	環境対策特別委員会	(1) 環境保全に関すること (2) 快適環境に関すること (3) その他環境問題に関すること		
	交通政策特別委員会	(1) 地下鉄事業民営化基本プラン(案)につ いて (2) バス事業民営化基本プラン(案)につ いて (3) 本市交通政策に関すること (4) その他交通事業のあり方に関すること		
堺市 (52人)	大都市制度・広域行政調査特別 委員会	大都市行政の実態に対応する行財政制度、 地方自治制度及び区役所のあり方を含めた 都市制度並びに関西広域連合をはじめと する広域行政に関する施策等について調査審 議する	無	無
	新たな都市活力創出調査特別委 員会	中心市街地の活性化をはじめとする都心地 域のまちづくり及び都心交通のあり方、百 舌鳥・古市古墳群をはじめとする本市の有 する魅力あふれる歴史文化を活かしたまち づくり、シティプロモーション及び国際交 流都市づくりの推進など新たな都市活力の 創出について調査審議する		
	安全・安心なまちづくり調査特 別委員会	大規模災害等の危機事象に備え、減災・防 災の推進を図るとともに、安全・安心な市 民生活を確保するための社会基盤も含めた まちづくりについて調査審議する		
	次世代育成支援調査特別委員会	子どもたちの学力向上、豊かな人間性を育 むため、家庭や教育にかかる諸課題の解決 を図るとともに、子育てにかかる経済的負 担の軽減や安心して子育てができる環境整 備など次代の社会を担う子ども一人ひとり を社会全体で支援する取り組みについて調 査審議する		
神戸市 (69人)	外郭団体に関する特別委員会	地方自治法(昭和22年法律第67号)第221条 第3項に規定する市の出資法人に関し、その 運営の実態を把握するとともに、事業効果 について調査するため	無	無
	大都市行財政制度に関する特別 委員会	地方自治の本旨に基づく大都市制度・広域 連携の在り方について調査するとともに、 大都市の実態に即応する税財政制度の確立 を図るために必要な事項について調査す るため		
	未来都市創造に関する特別委員 会	三宮周辺・ウォーターフロント地区におけ る都心の再生や市街地西部地域などの活性 化の原動力となる神戸独自の魅力をいかに 創出するか、またその基盤となる潤いある 都市空間の整備や新たな交通手段を含む総 合交通体系の整備など、人口減少社会も見 据えた新たな時代の神戸のまちづくりに関 する必要な事項について調査するため		

都市名 (議員定数)	特別委員会の名称	目的 (又は附議案件)	議案、請願 ・陳情の付託	議案、請願・陳情の取扱 に関する申し合わせ等
岡山市 (52人)	都市活力・大都市制度調査特別委員会	1 大都市制度等に関する調査 2 大都市にふさわしい行財政制度のあり方に関する調査 3 中心市街地活性化・商業振興に関する調査	無	無
	ESD・低炭素社会調査特別委員会	1 ESD世界会議に関する調査 2 低炭素社会・再生可能エネルギーに関する調査 3 持続発展教育に関する調査		
	公共施設マネジメント調査特別委員会	1 市有施設の在り方に関する調査 2 市有財産・施設の管理・活用に関する調査 3 市有施設の更新に関する調査		
	市民協働・男女共同参画調査特別委員会	1 市民協働・市民参画のあり方に関する調査 2 男女共同参画に関する調査 3 協働のまちづくりに関する調査		
広島市 (55人)	大都市税財政対策特別委員会	大都市税財政制度の充実強化について、調査研究する。	無	無
	都市機能向上対策特別委員会	1 当面する都市活性化に関する課題について (1) 旧広島市民球場跡地の活用等 (2) 広島大学本部跡地の有効活用 (3) 広島西飛行場跡地の活用 (4) 広島駅周辺地区の整備 2 公共交通体系づくりについて 以上について、調査研究する。		
	安心・安全社会づくり対策特別委員会	1 子ども・子育て支援について 2 高齢者施策推進プランについて 3 災害に強いまちづくりについて 4 特別支援教育について 以上について、調査研究する。		
	都市政策特別委員会	1 地方分権の推進について 2 行政改革の推進について 3 公共施設の老朽化対策について 4 住宅団地の活性化について 以上について、調査研究する。		
	懲罰特別委員会	藤田 之議員に対する懲罰の動議について 母谷龍典議員に対する処分要求について 山本誠議員に対する処分要求について 山路英男議員に対する処分要求について 中本弘議員に対する処分要求について 元田賢治議員に対する処分要求について 山田春男議員に対する処分要求について 永田雅紀議員に対する処分要求について		
北九州市 (61人)	なし	無	【議案】 無 ※これまでに付託されたことはない。 【請願・陳情】 先例により請願・陳情は、特別委員会に付託しないこととされている。	

都市名 (議員定数)	特別委員会の名称	目的 (又は附議案件)	議案、請願 ・陳情の付託	議案、請願・陳情の取扱 に関する申し合わせ等
福岡市 (62人)	交通対策特別委員会	1. 高速鉄道3号線と沿線のまちづくりに関する調査 2. 福岡都市圏における公共交通機関に関する調査 3. 道路交通の円滑化に関する調査 4. ウォーターフロント開発における交通対策に関する調査	無	特別委員会に関係ある議案、請願については従来どおり関係常任委員会に付託する。なお、陳情についても関係常任委員会に送付する。 〔議運申し合わせ事項〕
	都市問題等調査特別委員会	1. 福岡空港に関する調査 2. 外郭団体のあり方に関する調査 3. 広域的行政に関する調査 4. 住民自治、地域コミュニティに関する調査 5. 地方分権の推進に関する調査 6. 防災に関する調査		
	少子・高齢化対策特別委員会	1. 高齢化対策に関する調査 2. 少子化対策に関する調査		
	議員定数調査特別委員会	福岡市議会議員の定数及び各選挙区選出議員数に関する調査		
熊本市 (48人)	総合的なまちづくり対策に関する特別委員会	安全で安心な市民生活を実現するための諸問題と災害に強いまちづくりや危機管理対策の強化に関する調査を行うため	無	無
	中心市街地の活性化に関する特別委員会	中心市街地活性化及びこれに関する事業の諸問題と対策に関する調査を行うため	議案：無 請願・陳情：有	
	財政運営のあり方に関する特別委員会	大都市にふさわしい財政運営の健全化と財政基盤の強化を図るための諸問題の調査を行うため	無	
	議会活性化特別委員会	議会活性化のための諸改革に関する調査を行うため		
川崎市 (60人)	なし			

※特別委員会については、予算特別委員会及び決算特別委員会は含めない。

○政令指定都市における常任委員会及び特別委員会の開催日数（平成26年度）

都市名	常任委員会の名称（定数）	開催日数			特別委員会の名称（定数）	開催日数		
		開会中	閉会中	計		開会中	閉会中	計
札幌市	総務（12人）	8	1	9日	大都市行財政制度調査（22人）	0	4	4日
	財政市民（11人）	7	2	9日	経済雇用対策・新幹線等調査（22人）	0	1	1日
	文教（11人）	6	4	10日	災害・雪対策調査（23人）	0	3	3日
	厚生（12人）	6	4	10日				
	建設（11人）	5	4	9日				
	経済（11人）	7	2	9日				
仙台市	総務財政（11人）	6	7	13日	東西線・まちづくり促進調査（11人）	0	4	4日
	市民教育（11人）	5	7	12日	地域経済活性化調査（11人）	0	5	5日
	健康福祉（11人）	6	7	13日	エネルギー政策調査（11人）	0	5	5日
	経済環境（11人）	4	7	11日	防災・減災推進調査（11人）	0	4	4日
	都市整備建設（11人）	5	7	12日	次世代育成調査（11人）	0	6	6日
				選挙管理委員会の不適切事務等に関する調査（13人）	2	1	3日	
さいたま市	総合政策（12人）	14	1	15日	政治倫理（6人）	1	0	1日
	文教（12人）	10	0	10日	大都市行財政制度（11人）	4	1	5日
	市民生活（12人）	12	1	13日	議会改革推進（12人）	5	1	6日
	保健福祉（12人）	12	1	13日	地下鉄7号線延伸事業化（12人）	3	0	3日
	まちづくり（12人）	10	1	11日	見沼田圃将来ビジョン（12人）	1	1	2日
					適正な発注制度及び人員配置に関する調査（12人）	4	0	4日
				決算・行政評価（20人）	18	0	18日	
千葉市	総務（11人）	5	0	5日	大都市制度・防災危機対策調査（13人）	4	2	6日
	保健消防（11人）	6	1	7日	少子高齢社会問題調査（13人）	2	4	6日
	環境経済（10人）	5	0	5日	新庁舎整備調査（13人）	5	4	9日
	教育未来（11人）	5	3	8日				
	都市建設（11人）	5	0	5日				
横浜市	政策・総務・財政（11人）	13	2	15日	大都市行財政制度（14人）	2	6	8日
	市民・文化観光・消防（11人）	6	3	9日	基地対策（15人）	2	4	6日
	経済・港湾（11人）	6	1	7日	減災対策推進（14人）	2	4	6日
	こども青少年・教育（11人）	11	3	14日	孤立を防ぐ地域づくり（14人）	2	3	5日
	健康福祉・病院経営（11人）	6	2	8日	観光・創造都市・国際戦略（14人）	1	4	5日
	温暖化対策・環境創造・資源循環（11人）	6	1	7日	健康づくり・スポーツ推進（15人）	2	3	5日
	建築・都市整備・道路（10人）	7	2	9日				
	水道・交通（10人）	6	1	7日				
相模原市	総務（10人）	8	0	8日	基地対策（11人）	3	1	4日
	民生（9人）	8	0	8日	交通問題（11人）	3	1	4日
	環境経済（9人）	7	0	7日	水源地域対策（12人）	3	1	4日
	建設（10人）	9	0	9日	防災（12人）	3	1	4日
	文教（10人）	8	1	9日	大都市制度に関する（13人）	3	2	5日
					議会基本条例に関する（11人）	2	5	7日
				広域交流拠点に関する（11人）	3	1	4日	

都市名	常任委員会の名称（定数）	開催日数			特別委員会の名称（定数）	開催日数		
		開会中	閉会中	計		開会中	閉会中	計
新潟市	総務（14人）	26	0	26日	大都市制度調査（13人）	4	0	4日
	文教経済（14人）	26	0	26日	まちなか、地域再生調査（13人）	4	1	5日
	市民厚生（14人）	25	1	26日	農業活性化調査（14人）	4	1	5日
	環境建設（14人）	25	0	25日	公共交通調査（15人）	3	4	7日
					総合計画（53人）	7	25	32日
静岡市	総務（8人）	7	0	7日	総合治水及び災害対策調査（11人）	1	2	3日
	生活文化環境（8人）	8	0	8日	中山間地活性化調査（11人）	3	3	6日
	厚生（8人）	7	0	7日	産業振興策調査（11人）	1	8	9日
	経済消防（8人）	7	1	8日	観光・交流事業調査（11人）	3	3	6日
	都市建設（8人）	7	0	7日				
	上下水道教育（8人）	8	0	8日				
浜松市	総務（10人）	12	3	15日	大都市制度調査（11人）	1	3	4日
	厚生保健（9人）	10	7	17日	地域活性化（12人）	2	1	3日
	環境経済（9人）	11	5	16日	行財政改革（12人）	2	0	2日
	建設消防（9人）	11	5	16日	危機管理（11人）	2	0	2日
	市民文教（9人）	11	6	17日	新病院建設（10人）	3	1	4日
名古屋市	総務環境（13人）	30	9	39日	大都市制度・広域連携促進（12人）	1	6	7日
	財政福祉（13人）	34	10	44日	防災・エネルギー対策（12人）	1	6	7日
	教育子ども（12人）	27	9	36日	産業・歴史文化・観光戦略（13人）	1	5	6日
	土木交通（12人）	26	7	33日	都市活力向上（13人）	1	9	10日
	経済水道（13人）	25	6	31日	公社対策（13人）	1	9	10日
	都市消防（12人）	31	8	39日	安心・安全なまちづくり対策（12人）	1	8	9日
京都市	経済総務（14人）	10	10	20日	なし			
	くらし環境（14人）	12	10	22日				
	教育福祉（14人）	9	10	19日				
	まちづくり（14人）	18	10	28日				
	交通水道消防（13人）	8	8	16日				
大阪市	財政総務（15人）	24	1	25日	市政改革（20人）	2	1	3日
	教育子ども（15人）	21	1	22日	大都市・税財政制度（20人）	2	3	5日
	民生保健（14人）	25	1	26日	環境対策（20人）	2	1	3日
	都市経済（14人）	15	1	16日	交通政策（20人）	1	0	1日
	建設消防（14人）	17	1	18日				
	交通水道（14人）	19	2	21日				
堺市	総務財政（9人）	9	0	9日	大都市制度・広域行政調査（12人）	2	2	4日
	市民人権（9人）	8	0	8日	新たな都市活力創出調査（13人）	1	2	3日
	健康福祉（8人）	8	0	8日	安全・安心なまちづくり調査（13人）	1	1	2日
	産業環境（8人）	8	0	8日	次世代育成支援調査（13人）	1	1	2日
	建設（8人）	8	0	8日				
	文教（9人）	8	0	8日				

都市名	常任委員会の名称（定数）	開催日数			特別委員会の名称（定数）	開催日数		
		開会中	閉会中	計		開会中	閉会中	計
神戸市	総務財政（12人）	7	2	9日	外郭団体に関する（15人）	3	7	10日
	文教子ども（12人）	7	2	9日	大都市行財政制度に関する（15人）	3	4	7日
	福祉環境（11人）	8	2	10日	未来都市創造に関する（15人）	1	9	10日
	企業建設（11人）	7	1	8日				
	産業港湾（12人）	7	3	10日				
	都市防災（11人）	7	1	8日				
岡山市	総務（9人）	8	4	12日	都市活力・大都市制度調査（12人）	0	4	4日
	保健福祉（9人）	8	6	14日	E S D ・低炭素社会調査（12人）	0	4	4日
	環境消防水道（9人）	5	4	9日	公共施設マネジメント調査（12人）	0	3	3日
	経済（8人）	4	4	8日	市民協働・男女共同参画調査（12人）	0	3	3日
	建設（9人）	5	4	9日				
	市民文教（8人）	6	7	13日				
広島市	総務（10人）	4	5	9日	大都市税財政対策（12人）	0	3	3日
	消防上下水道（9人）	5	7	12日	都市機能向上対策（13人）	0	5	5日
	文教（9人）	4	5	9日	安心・安全社会づくり対策（13人）	0	3	3日
	経済観光環境（9人）	4	5	9日	都市政策（13人）	0	3	3日
	厚生（9人）	4	5	9日	懲罰（14人）	1	0	1日
	建設（9人）	4	5	9日				
北九州市	総務財政（10人）	10	9	19日	なし			
	建築消防（10人）	10	8	18日				
	環境建設（10人）	11	11	22日				
	保健病院（11人）	10	11	21日				
	教育水道（10人）	10	11	21日				
	経済港湾（10人）	10	9	19日				
福岡市	第1（13人）	11	5	16日	交通対策（21人）	0	4	4日
	第2（13人）	12	10	22日	都市問題等調査（21人）	0	3	3日
	第3（12人）	11	3	14日	少子・高齢化対策（20人）	0	3	3日
	第4（12人）	10	6	16日	議員定数調査（19人）	1	5	6日
	第5（12人）	10	3	13日				
熊本市	総務（8人）	4	1	5日	総合的なまちづくり対策に関する（12人）	0	2	2日
	企画教育市民（8人）	4	0	4日	中心市街地の活性化に関する（13人）	3	1	4日
		4	0	4日	財政運営のあり方に関する（12人）	0	2	2日
	環境水道（8人）	4	0	4日	議会活性化（10人）	1	2	3日
	経済（9人）	5	1	6日				
	都市整備（8人）	4	0	4日				
川崎市	総務（13人）	12	28	40日	なし			
	市民（12人）	10	20	30日				
	健康福祉（12人）	8	21	29日				
	まちづくり（12人）	10	24	34日				
	環境（11人）	6	17	23日				

※常任委員会については、予算委員会及び決算委員会は含めない。

※特別委員会については、予算特別委員会及び決算特別委員会は含めない。

※常任委員会及び特別委員会については、平成28年3月22日時点の調査による。

※相模原市及び京都市については、一会期制のため、開会中を定例会議中の開催回数、閉会中を定例会議間の開催回数として記載

政令指定都市における税財政関係特別委員会の設置状況等一覧

H26年度実績

都市名	特別委員会設置 (予・決特以外)	税財政関係特別委員会設置	名称	定数	目的	調査期間	委員の改選	開催日数		
								開会中	閉会中	計
1 札幌市	○	○	大都市行財政制度調査特別委員会	22	将来にわたり安定した税財政制度を確立するため、大都市における税財源の拡充及び税財政制度の諸問題について調査するとともに、時代の変化に伴う新たな行政課題に的確に対応するため、行財政改革に関する基本的事項について調査することを目的とする。	調査終了まで	2年ごと	0	4	4
2 仙台市	○	×	※総務財政委員会にて対応 (常任委員会)	11				6	7	13
3 さいたま市	○	○	大都市行財政制度特別委員会	11	大都市にふさわしい行財政制度確立のための調査研究、地方分権改革推進のための調査研究	調査終了まで	2年ごと	4	1	5
4 千葉市	○	○	大都市制度・防災危機対策調査特別委員会	13	大都市の実態に対応した行財政制度の確立及び地方分権の推進に関する事項について調査するとともに、防災・危機対策に関する事項に係る諸問題について調査すること。	調査終了まで	1年ごと	4	2	6
5 横浜市	○	○	大都市行財政制度特別委員会	14	大都市制度の早期実現を図るとともに、その実態に対応する行財政制度の確立を目的とし、これを強力に促進すること。	調査終了まで	1年ごと	2	6	8
6 相模原市	○	○	大都市制度に関する特別委員会	13	大都市制度に関する調査研究について	調査終了まで	改選しない ※正副委員長は毎年互選	3	2	5
7 新潟市	○	○	大都市制度調査特別委員会	13	大都市制度、地方分権及び新潟州構想等にかかわる調査、研究	調査終了まで	2年ごと	4	0	4
8 静岡市	○	×	※大都市税財政制度調査協議会	9				1	1	2
9 浜松市	○	○	大都市制度調査特別委員会	11	・大都市の行政実態に対応した制度の調査研究について ・地方分権の推進に関する調査研究について ・浜松市総合計画の策定に係る調査研究について	調査終了まで	2年ごと ※特別委員会の設置と併せて交代	1	3	4
10 名古屋市	○	○	大都市制度・広域連携促進特別委員会	12	大都市の実態に対応するよう行財政制度の拡充強化を図るとともに、地方分権及び広域連携の促進並びに区役所改革に関する調査を行い、もって大都市・行財政制度の確立を期する。	調査終了まで	1年ごと	1	6	7
11 京都市	×	×	※経済総務委員会にて対応 (常任委員会)	14				10	10	20
12 大阪市	○	○	大都市・税財政制度特別委員会	20	(1)地方制度改革に関すること 1地方分権に関すること 2地方制度調査会に関すること 3その他地方制度改革に関すること (2)市域に関すること (3)都市間協力に関すること (4)行政区の区域の変更等に関すること (5)大都市税源の拡充に関すること (6)大都市財源の拡充に関すること (7)大阪にふさわしい大都市制度のあり方に関すること (8)その他大都市の制度と機能の改善に関すること	調査終了まで	1年ごと	2	3	5
13 堺市	○	○	大都市制度・広域行政調査特別委員会	12	大都市行政の実態に対応する行財政制度、地方自治制度及び区役所のあり方を含めた都市制度並びに関西広域連合をはじめとする広域行政に関する施策等について調査審議する	調査終了まで	1年ごと	2	2	4
14 神戸市	○	○	大都市行財政制度に関する特別委員会	15	地方自治の本旨に基づく大都市制度・広域連携の在り方について調査するとともに、大都市の実態に即応する税財政制度の確立を図るために必要な事項について調査するため	調査終了まで	1年ごと	3	4	7
15 岡山市	○	○	都市活力・大都市制度調査特別委員会	12	1 大都市制度等に関する調査 2 大都市にふさわしい行財政制度のあり方に関する調査 3 中心市街地活性化・商業振興に関する調査	調査終了まで	2年ごと ※特別委員会の設置と併せて交代	0	4	4
16 広島市	○	○	大都市税財政対策特別委員会	12	大都市税財政制度の充実強化について、調査研究する。	調査終了まで	2年ごと ※特別委員会の設置と併せて交代	0	3	3
17 北九州市	×	×	※総務財政委員会にて対応 (常任委員会)	10				10	9	19
18 福岡市	○	×	※大都市税財政制度確立推進協議会	21				0	4	4
19 熊本市	○	×	※総務委員会にて対応 (常任委員会)	8				4	1	5
20 川崎市	×	×	※総務委員会にて対応 (常任委員会)	13				12	28	40

※予・決特以外の特別委員会を設置していない都市……京都市、北九州市、川崎市

※予・決特以外の特別委員会は設置しているが、税財政関係の特別委員会を設置していない都市……仙台市、静岡市、福岡市、熊本市

特別委員会の設置について

川崎市議会委員会条例

(特別委員会の設置)

第5条 特別委員会は、必要がある場合において議会の議決で置く。

2 特別委員の定数は、議会の議決で定める。

3 特別委員は、特別委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する。

議会運営の手引き

193 予・決算審査特別委員会を除く、他の特別委員会の設置については、委員会の名称、目的、構成、調査期間等を議会運営委員会で協議する。

1 名称

目的に応じて決定

2 目的

複数の常任委員会の所管にまたがる案件又は特に重要な案件で特別な構成により集中的に審査する必要がある案件など、常任委員会の運用ではその目的が達せられない場合に設置

⇒ 特別委員会に付議された案件は、常任委員会では審査ができなくなる。

⇒ 請願・陳情、議案の取扱いの整理

川崎市議会会議規則

(議案等の説明、質疑及び委員会付託)

第36条 会議に付する事件は、(略)、議長が所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、常任委員会に係る事件は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。

(請願の委員会付託)

第92条 議長は、請願文書表の配布とともに、請願を所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、議長において常任委員会又は議会運営委員会に付託する必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、議長が特に必要であると認めるときは、常任委員会に係る請願は、議会の議決で、特別委員会に付託することができる。

3 構成

(1) 委員定数

(2) 会派の割当て(無所属議員について)

(3) 正副委員長の選出方法等

※ 常任委員会の委員・正副委員長は、会派の所属議員数の構成比により割当てが決定されている。

4 調査期間(設置期間)

特別委員会は、会期不継続の原則により、会期の終了により消滅するが、閉会中の継続審査の議決があれば、次の定例会まで審査を行うことができる。

なお、あらかじめ「審査が終了まで」と議決した場合は、審査が終了するまで存在することが可能

⇒ (その他の消滅時由) 議員の任期満了等

議会改革検討委員会

・特別委員会について（公明党案）

(1) 地域包括ケアシステムなどについて

(a) 安心して暮らし続けることができる地域づくり
に関する調査特別委員会

(b) 安心して暮らせる地域づくり特別委員会

(2) 都市基盤整備について（神奈川口、南武線高架化など）

(あ) 都市基盤の整備に関する調査特別委員会

(い) 都市基盤整備特別委員会

議会改革検討委員会 横浜市会視察報告（概要）

視察日：平成28年7月14日（木） 午後3：00～

出席者：橋本勝委員長、吉岡俊祐副委員長、青木功雄委員、
浜田昌利委員、岩隈千尋委員、井口真美委員（代理）

随 行：小泉議事課長、柴田議事課担当係長、浅野政策調査
課書記

〔調査事項に対する回答〕（横浜市会資料抜粋）

○特別委員会設置の経緯・歴史

→政治的活動を主体とした実行運動並びにそれに付随する調査及び研究を行うためとして、昭和22年から「特別市制促進実行委員会」等の実行委員会が設置されていたが、昭和60年5月13日に実行委員会を廃止し、「大都市制度特別委員会」等の特別委員会が設置された。また、時限的な付議事件をもって設置された特別委員会としては、昭和24年以降、「市庁舎対策特別委員会」等が設置されている。

○特別委員会設置の発議

→市会運営委員会申し合わせ・確認事項により、「委員会の見直し及び役員の改選は、常任委員改選時に併せて行う。」とされており、第2回定例会初日の役員改選に向けて行われる市会運営委員会及び同理事会で協議されている。

○会派構成、定数の考え方

→全議員がいずれかの特別委員会に所属する例となっており、各委員会が均等となるよう、14人か15人の定数としている。各委員会ごとの定数は、市会運営委員会及び同理事会での役員改選に向けた協議の中で協議される。

○正副委員長の選出方法

→役員改選に向けた協議の中で、常任委員会と同様、会派所属議員数によるドント式により正副委員長のポスト取りを行っている。

○特別委員会の所管、調査事項の決定方法

→特別委員会の名称、付議事件等は、役員改選に向けた協議を経て特別委員会設置議決として議決される。その年度において付議事件についてどのように調査・研究を行うかは委員会の協議で決定する。

○特別委員会の設置期間

→特別委員会の設置議決では、設置期間は調査終了までとしており、原則、議員任期の4年が期間となるが、改編等の必要があれば役員改選にあわせて協議される。なお、市会運営委員会申し合わせ・確認事項により、「委員会の見直し及び役員の改選は、常任委員改選時に併せて行う。」とされており、毎年第2回定例会初日に特別委員会設置を議決している。

○常任委員会とのすみ分け、役割分担

→市会運営委員会申し合わせ・確認事項では、特別委員会は「付議事件の調査・研究を目的として、委員間の意見交換、事例視察や参考人意見聴取(学識経験者)などを行う。」
「議案、請願、陳情等の付託は行わない。」とされている。なお、市会運営委員会申し合わせ・確認事項では、「特別委員会で審査された案件については、原則として該当局から関係常任委員へ情報提供を行うものとする。」とされており、特別委員会における議論が常任委員会で報告されることもある。

○議会開会、閉会中の活動状況

→第2回定例会以外は、特別委員会の開催日程枠が会期日程に組み込まれており、委員会や視察等が行われている。第2回定例会は会期枠外ではあるが、閉会后すぐに初回の特別委員会開催日程枠が設定されている。定例会の会期中は、特別委員会の開催日程枠以外の日特別委員会が活動することは原則としてない。このほか、最終委員会が4月下旬に開催されるほか、随時、閉会中に委員会や市内外視察、行政視察等が行われる。

○運営上の課題

→テーマ型の委員会運営が可能になったことに伴い、テーマ設定、視察先選定、参考人選定、報告書作成等に係る調査能力の向上が求められるとともに、事務量が増大している。テーマに関する充実した調査・研究には、一定の委員会・視察等の開催日数が必要となるが、常任委員会の活動や各種議員活動との兼ね合いで閉会中に日程を確保することが困難となっている。

○職員体制

→議事課長、調整等担当課長、委員会等担当係長3、担当書記6(1委員会1書記)
政策調査課担当書記6(1委員会1書記)

○他都市視察実施の有無

→市会運営委員会の決定(平成22年9月)に基づき、各委員会の判断により、予算の範囲内で、会派別又は委員会統一行程で行政視察を実施している。予算は委員一人当たり年間8万円であり、年1回、1泊2日で実施されることが多い。

○特別委員会に関する申し合わせ

→「市会運営委員会申し合わせ・確認事項」に、特別委員会についての項目が存在する。

○参考人招致の手配、人選

→テーマ型の特別委員会では、年間の調査・研究メニューの一つとして、第4回定例会ごろに参考人を招致する例が多い。参考人の人選は当局の推薦か委員の推薦の例が多い。参考人招致に際しては、案件名、日時、参考人、実施方法を示して委員会で決定しており、スケジュールの都合上、参考人招致を決定するためだけの5分程度の委員会を開催する例が多い。委員会の決定により、横浜市会委員会条例第20条の規定に基づき、議長宛て招致の実施を通知する。事務局が先方との連絡調整、依頼状、謝金の支払い等の事務を行っている。

○報告書作成、提言、要望行動など

→報告書は、付議事件、調査研究テーマ、テーマ選定の理由、委員会活動の経緯(開催

日、議題、当局説明内容、委員意見概要、参考人講演内容等)、まとめ等の項目で担当書記が案を作成する。全委員に配付・確認を得た上で委員会で正副委員長案として提示、最終委員会で確定し、議長に提出する。報告書は、第2回定例会初日の本会議で全議員及び市長以下出席説明員に配付される。その後、議長から市長宛て送付される。報告書のまとめの部分で委員会としての提言という体裁をとる場合がある。

〔主な質疑応答〕

○特別委員会の追加への対応

→特別委員会が新たに追加された場合、既存の特別委員会の定数を変更し、議員全員が必ずいずれかの特別委員会に所属するようにしている。

○本会議中の一般質問

→本会議の期間中に1日、一般質問の日を設定しており、各党派代表がひとりずつ登壇し、市長に対して質問する機会を設けている。

○本会議中の代表質問

→第一回定例会（予算議会）においてのみ、交渉党派に代表質疑の機会が与えられている。他の定例会では特に代表質問の場面は設けていない。

○議案・請願に対する質疑

→議案上程日に質疑の機会を設けており、事前の議案書発送を受け通告の上、質疑をすることができる。

○特別委員会の所要時間

→初回の年間テーマ設定のときは20分～30分程度、2回目以降は1時間～3時間の所要時間となることが多い。

○大都市行財政制度特別委員会と常任委員会のすみ分け

→特別委員会で取り扱う事項については、原則として常任委員会から切り離して考えるべきとの考え方から、税財政関係の報告等（青本・白本関係）については「大都市行財政制度特別委員会」での取り扱いとなっており、関連する常任委員会での報告、説明等は特に行っていない。

○基地対策特別委員会の要望書

→例年、「基地対策特別委員会」内で要望書を取りまとめ、国に直接持参し提出している。なお、当該要望書は慣例的に本会議における議決は経ていない。

○特別委員会の報告書の扱い

→本会議場の全議席に配付され、市長への送付について議長が言及している。このことにより、議会と市長側との紳士協定的な取り扱いとして道義的責任が生じるものと考えられている。

○特別委員会が存在しない場合の弊害

→常任委員会とは別の視点で最新の情報にふれ、現状の課題についての認識もふえ、1年間提言の作成に向けた調査研究をするため、特別委員会が存在しない場合は、存在

する場合と比較するとその分の知識・経験は大きく後退するものと思われる。

○議員間討議の実施状況

→説明者に対して、自身が抱いた疑問点を確認したり、対策を提案したりということがほとんどであり、議員間で討議する場面は多くはないが、疑問を解消しただけにとどまらず、改善のための要望・意見等を必ず発言するようになっている。

○報告書の作成方法

→委員会の中で出た重要な発言は必ず盛り込み、取りまとめるよう配慮している。最終的に意見がまとまらず、複数の意見が出た場合は、両論併記によりまとめている。

○意見書、決議案の取り扱い

→申し合わせ・確認事項により、特別委員会における意見書や決議に関する議論は御遠慮願いたい旨を説明し、常任委員会で取り上げていただくようお願いしている。

○特別委員会のメリット

→常任委員会では所管局があらかじめ決められており、発生する案件に応じて受動的に対応することが多くなるが、特別委員会では調査研究テーマの設定等により能動的に活動することが可能であり、所管局を自由に選択して説明を聞くことができる等といったメリットがあるものと思われる。

○参考人招致の謝金

→「専門的な知見を有して国の審議会の委員等を務めるなど活動が全国的に認められる者」が一時間当たり2万5,000円、「学長、教授、企業代表者、局長」クラスの場合は1万5,000円、「准教授、助教授、企業や公官庁の部長」クラスの場合は1万円を謝金として支払っている。

○特別委員会のランク

→特にランクという意識はないが、第1順位で委員長ポストを取れる自民党は「大都市行財政制度特別委員会」の委員長を取ることが多いなど、会派により状況が異なる。また、常任委員会の委員長は3期以上の議員が務めることが多いが、特別委員会の委員長は2期の議員が初めて就任することが多いような状況である。

○年間の調査研究テーマ

→正副委員長と調整し、方向性を確認した上で事務局案として2案程度提示するのが通例である。ただし、「基地対策特別委員会」などは年間の調査研究テーマを設定せず活動することも多い。

○特別委員会の位置付け

→議案や請願等の付託はせず、年間の調査研究テーマを設定し、これに関する視察や参考人招致を行い、調査研究を実施し、案件に対する知見を深めるという、ある意味勉強会の意味合いが強い位置付けであるが、正副委員長の意向によっては市内の案件を重視し、主体的に実地調査を進めるような年度もある。

○特別委員会の報告書

→任期が1年間であるため、年に一度、第2回定例会において中間報告を行っている。調査が全て終了し特別委員会を廃止する際には、それまでの総括を盛り込んだ最終報告を行っている。

○横浜市会の議会改革

→平成26年2月に議会基本条例を制定するまでの2年間、調査特別委員会において議会基本条例に盛り込むべき内容について議論してきた。その議論の内容を踏まえ、全委員会及び本会議におけるインターネット中継などを実施してきた。

○横浜市会の常任委員会視察

→年2回、委員全員構成で2泊3日の行程で、常任委員会の視察を行っている。予算は1回当たり12万円で、計24万円である。

○特別委員会の質疑通告

→特別委員会では質疑通告は不要で、委員は自由に発言できる。

○参考人の選定方法

→委員長にイニシアチブをとっていただき、調査研究テーマに適った参考人を選定していただくことが多い。

○大都市税財政制度特別委員会の要望行動等

→7月頃に白本の説明があり、11月頃に青本の説明と国への要望行動を行っているが、特別委員会としては8月、9月、4月にそれぞれ関連する事務結果の報告等を行っている。

○指定都市都道府県調整会議の扱い

→現時点では、指定都市都道府県調整会議について特別委員会で議論するといったような話は出ていない。

○常任委員会の数

→議会の会派構成をある程度反映でき、発言・議論する人数としても多すぎず、少なすぎない適切な人数が確保できるという理由から、伝統的に現在の8常任委員会で運営している。なお、局の数は行政委員会を含めて25である。

○総合計画の扱い

→総合計画を審査する専門の特別委員会を設置し、議決案件として付託し、審議を行った。議会基本条例制定前までは全員協議会で議論していたが、条例制定後は特別委員会に議決案件として付託し、各常任委員会に委嘱する形で審査を行い、最終的に特別委員会で採決を実施した。

税財政要望関係報告等について(平成27年度)

月	本会議	総務委員会	税財政要望関係報告等	当局側の動き
4月				原局局長会議、財政担当局長会議等で提案項目を選定
5月		05/25 (月) 所管理事務者の紹介及び事業概要の説明 所管事務の調査(報告) 平成27年度委員会視察について		
6月	第2回定例会	06/04 (木) 所管理事務者の紹介及び事業概要の説明 所管事務の調査(報告) 平成27年度委員会視察について	「平成28年度国の予算編成に対する要望」について	窓口・財政担当局長会議にて提案(案)が決定
		06/05 (金) 所管理事務者の紹介及び事業概要の説明 所管事務の調査(報告)		
		06/10 (水) 提案説明 所管事務の調査(報告)		
		06/18 (木) 提案説明		
		06/26 (金) 議案の審査 請願の審査		
		06/29 (月) 議案の審査 閉会中の継続審査及び調査の申し出		
7月		07/16 (木) 所管事務の調査(報告) 07/30 (木) 所管事務の調査(報告)	指定都市「平成28年度国の施策及び予算に関する提案」について	市長及び議長の確認の後、提案が確定
8月		08/27 (木) 提案説明 所管事務の調査(報告)		
		08/28 (金) 提案説明 陳情の審査 所管事務の調査(報告)		
		08/30 (日) 防災訓練		
9月				
10月	第3回定例会	10/07 (水) 議案の審査 陳情の審査 所管事務の調査(報告)	大都市財政の実態に即応する財源の拡充についての要望(平成28年度)について	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">個別要望事項取りまとめ (各党共通、党派別)</div>
		10/08 (木) 議案の審査 請願・陳情の審査 所管事務の調査(報告)		
		10/09 (金) 議案の審査 陳情の審査		
		10/13 (火) 議案の審査 陳情の審査 閉会中の継続審査及び調査の申し出		
11月		11/05 (木) 所管事務の調査(視察)	11/02 (月) 税財政関係特別委員長会議(委員長出席)	
		11/06 (金) 所管事務の調査(報告)		
		11/12 (木) 所管事務の調査(報告)		
		11/13 (金) 所管事務の調査(報告)		
		11/19 (木) 陳情の審査 所管事務の調査(報告)	「平成28年度県の予算編成に対する要望」について	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">党派別要望行動 (各会派代表出席)</div>
		11/24 (火) 提案説明 陳情の審査		
		11/25 (水) 提案説明 請願の審査 所管事務の調査(報告)		
12月	第4回定例会	12/09 (水) 議案の審査 所管事務の調査(報告)		
		12/10 (木) 議案の審査 閉会中の継続審査及び調査の申し出		
1月		01/21 (木) 所管事務の調査(報告) 01/28 (木) 請願の審査 所管事務の調査(報告)		
2月		02/05 (金) 所管事務の調査(視察)		
		02/08 (月) 所管事務の調査(報告)		
		02/10 (水) 提案説明 所管事務の調査(報告)		
		02/12 (金) 提案説明 陳情の審査 所管事務の調査(報告)		
3月	第1回定例会	02/25 (木) 追加議案の提案説明		
		03/11 (金) 議案の審査 03/14 (月) 議案の審査 所管事務の調査(報告) 請願の審査 閉会中の継続審査及び調査の申し出		

特別委員会の名称、目的、構成及び調査期間等について（案）

名 称：大都市税財政制度調査特別委員会

目 的：将来にわたり安定した税財政制度を確立するため、大都市における税財源の拡充及び税財政制度の諸問題について調査・研究を行うこと。

構 成： 13人定員（総務委員会と同数構成）

(構成比： 所属議員数/議員定数)	係数	各年度
自民党 (31.67%)	4.12	4
公明党 (21.67%)	2.82	3
民進みらい (18.33%)	2.38	3
共産党 (18.33%)	2.38	3
無所属 (1.67%×6)	1.32 (0.22×6)	—
合計	13	13

※正副委員長：総務委員会の正副委員長と同一会派から選出

※これまで総務委員会で対応してきた案件であるため、無所属議員は所属しないことを前提とする。

調査期間：調査が終了するまで、閉会中も継続して調査する。

備 考：税財政特別委員長会議については、当該特別委員会委員長が出席することとする。

また、党派別要望行動については、当該特別委員会所属の各委員が対応することとする。

～ 大都市税財政制度調査特別委員会の設置について（たたき台案） ～

●調査特別委員会の設置状況と課題

背景

- ・議会の更なる機能強化の推進
- ・本市及び他都市財政状況の更なる理解
- ・常任委員会（総務）における調査の限界（部局横断的事項への対応）
- ・他指定都市での積極的な調査特別委員会の設置

現状

- ・国への税財政に係る要望・要請行動が執行部主体で行われており、議会として積極的な意見・提言を行う環境が整っていない。
- ・総務委員会での所管事務調査（報告）における質疑等の対応に限界がある。（財政局及び総務企画局のみの出席）
- ・20指定都市中、13都市において、税財政に係る調査特別委員会を設置されている。
- ・総務委員会での断片的報告により、現状把握や制度に対する理解を深めることができていない。

課題

- ・議会が能動的、積極的に調査・研究を行う環境の整備
- ・税財政制度に関する部局横断的な対応が可能な体制の整備
- ・議会主体による要望・要請行動の積極的な取組
- ・若手議員の制度理解及び知識の習得

- 二元代表制のもと、議会の主体的な調査・研究に基づく本市等の税財政状況の適切な把握、及び将来を見据えた制度のあり方の検証を行う。
- テーマに基づく、部局横断的な議論を行う。
- 大都市における税財政制度の確立を目指し、議会として国等へ積極的に意見・提言等を行う。
- 若手議員を中心とした税財政制度の理解、及び参考人招致などを活用した積極的な知識習得の機会を確保する。

●特別委員会設置に向けた検討の方向性

議会の更なる機能強化の取組の視点から、指定都市議長会、及び指定都市市長会の連名で実施している提案・要望行動について、単に所管事務調査（報告）で終わらせるのではなく、調査特別委員会を設置し、主体的に調査・研究を行い、国あてに意見・提言を求め、議会としての機能を十分に発揮する必要がある。

- ・主体的な活動、及び次年度への継続的調査・研究を行うことにより、将来を見据えた税財政制度の確立を目指す。
- ・若手議員を主体とした積極的な国への働きかけを実現する。（国等との関係性の構築）
- ・主体的な取組に基づく調査・研究結果のとりまとめ（報告書等）を行う。
- ・部局横断的事項に対し、調査・研究を行う上で常任委員会の調査権を尊重した運営を検討する。（運営要綱等の設置）

●総務委員会と調査特別委員会との役割分担

調査特別委員会の所掌事項は、将来にわたり安定した税財政制度を確立するために、大都市における税財源の拡充、及び税財政制度の諸問題について調査・研究を行う。なお、総務委員会をはじめとする他の常任委員会の調査権を尊重する。

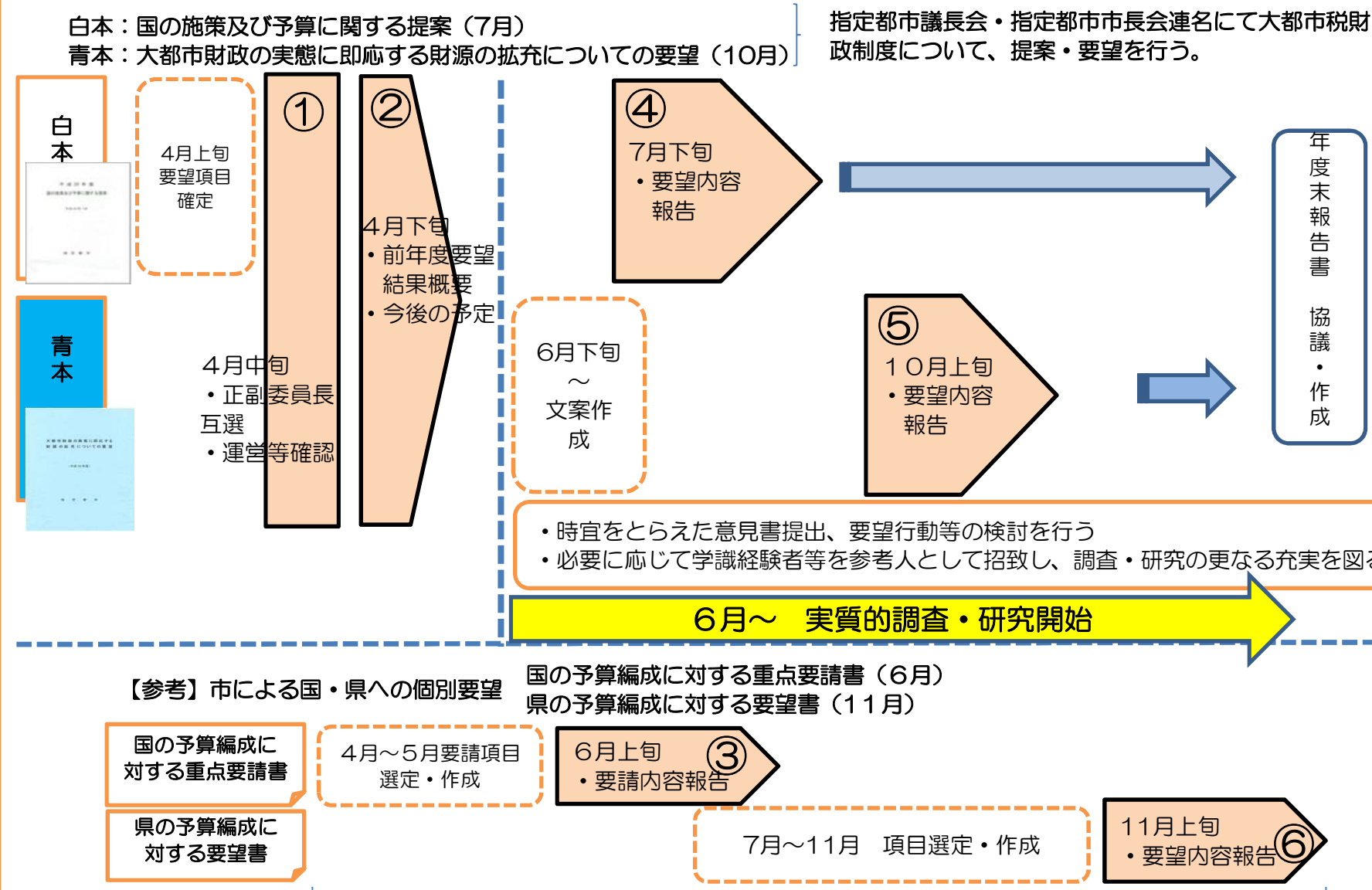
●調査特別委員会実施による課題検証

- ・実施年度で把握した課題等を検証するとともに、調査特別委員会での調査・研究そのものの必要性について検証を行う。
- ・執行部からの意見聴取など、議会だけでなく執行部とも協調した検証作業を行う。

◎特別委員会設置に当たってのキーワード

議員の意識改革・質の向上と、働き方・仕事の進め方改革の趣旨に沿った効率的な委員会運営

●調査特別委員会年間スケジュール案（国への要望行動等によるアプローチ）



大都市税財政制度調査特別委員会の設置について（案）

1 設 置

本市議会に、大都市税財政制度調査特別委員会（以下「委員会」という。）を置く。

名称は、H28.11.18 検討委員会で確認

⇒委員会条例

（特別委員会の設置）

第5条 特別委員会は、必要がある場合において議会の議決で置く。

2 付議事件

委員会は、大都市の実態に適応する税財政制度の確立を目的として、①大都市における税財政制度の諸問題及び②国等への税財政要望行動に関する事項について調査研究を行う。

①大都市特有の税財政制度の諸問題に関して、参考人招致を活用した積極的な知識習得を行うなどの議会の主体的な調査研究を行う。

②これまで総務委員会において所管していた、指定都市議長会及び指定都市市長会の連名で行っている「国の施策及び予算に関する提案」（通称「白本」）及び「大都市財政の実態に即応する財源の拡充についての要望」（通称「青本」）と「青本」に係る国等への要望行動に関する事項について調査研究。なお、委員会では、市の「国の予算編成に対する重点要請」及び「県の予算編成に対する要望」について、従前の総務委員会と同様に報告を受ける。

3 定 数

委員会の委員の定数は、13人とする。

定数については、H28.11.18検討委員会で総務委員会と同数とすることを確認（同委員会所管の案件を付議事件とするため）

⇒委員会条例

（特別委員会の設置）

第5条

2 特別委員の定数は、議会の議決で定める。

4 設置期間等

委員会は、2の付議事件の終了まで継続し、議会の閉会中も審査を行うことができる。

設置と同時に議会閉会中の審査を議決することで、議会の開会、閉会を問わず、付議事件について、年間を通じて調査研究することを可能とする。

⇒ 会議規則

(閉会中の継続審査)

第75条 委員会が閉会中もなお審査又は調査を継続する必要があると認めるときは、その理由を付け、委員長から議長に申し出なければならない。

大都市税財政制度調査特別委員会実施要領（案）

1 委員会の委員の会派別人数は、総務委員会に準ずる。

会派構成については、H28.11.18の検討委員会で総務委員会と同じとすることを確認済である。（同委員会所管の案件を付議事件とするため）

2 正副委員長の互選は、年長委員による指名推選で行う。この場合において、年長委員は、委員長にあっては議長の所属する会派から、副委員長にあっては副議長の所属する会派からそれぞれ指名するものとする。

正副委員長は、常任委員会と同様に初回の委員会において、年長委員より指名推選で互選する。なお、試行的な設置であることから、委員長は議長会派、副委員長は副議長会派から、それぞれ選出するものとする。

3 議案、請願及び陳情は、付託しない。

委員会の付議事件は、大都市の税財政制度等の調査研究のため、議案、請願・陳情は、付託せず、これらの審査は行わないものとする。ただし、委員会発議による意見書、決議の提出は可能なため、意見書、決議に係る審査を行うことはできる。

⇒参考

地方自治法

（常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会）

第109条

6 委員会は、議会の議決すべき事件のうちその部門に属する当該普通地方公共団体の事務に関するものにつき、議会に議案を提出することができる。ただし、予算については、この限りでない。

7 前項の規定による議案の提出は、文書をもつてしなければならない。

会議規則

(議案の提出)

第13条

2 委員会が議案を提出しようとするときは、その案をそなえ、理由を付け、委員長が議長に提出しなければならない。

議会運営の手引き

195 意見書、決議案等は、通常、所管の委員会の審査を経て発議される。ただし、所管の明らかでないもの、または委員会審査のいとまのないものは、議会運営委員会で、その取り扱いを協議する。

4 正副委員長は、通常、正副委員長会議には、出席しない。

「議会運営の手引き」では、予・決算審査特別委員会以外の特別委員会の正副委員長は、正副委員長会議の構成員となっているが、同会議は、通常、議案等の付託委員会等を協議していることから、議案等を付託しない本委員会の正副委員長は、同会議には、出席しないものとする。

⇒参考

議会運営の手引き

265 正副委員長会議は、正副議長及び各委員会（常任委員会、議会運営委員会及び予・決算審査特別委員会を除く特別委員会）の正副委員長をもって構成し、議長が主宰する。なお、文書による開催通知は省略する。

266 正副委員長会議は、委員会相互間の連絡、調整、議案及び請願、陳情の付託委員会等を協議する。

5 委員長は、指定都市の税財政関係特別委員長会議に出席し、委員は、指定都市の税財政関係特別委員会の党派別要望運動に係る懇談会に出席する。

指定都市の税財政関係特別委員会の対応については、第1回世話人会（平成27年4月20日）において、総務委員会とすることで確認さ

れたが、今後は、本委員会で対応するものとする。なお、世話人会の協議事項は議会運営委員会に引き継がれるため、本件については、議会運営委員会での確認が必要である。

⇒参考

議会運営の手引き

2 6 1 世話人会は、局長を進行役とし、おおむね次の事項を協議する。

(4) 委員会等について

(略)

エ 指定都市の税財政関係特別委員会について

(略)

2 6 2 世話会で協議された事項については、議会運営委員会、団長会議、正副委員長会議等に引き継がれるものとする。

6 委員会における説明員の出席は、総務企画局職員、財政局職員その他の付議事件に係る所管局職員とする。

本委員会の付議事件は、大都市の税財政制度等の調査研究のため、説明員は総務企画局及び財政局職員を中心とするが、税財政制度の調査研究は、部局横断的な側面があるため、その他の所管局職員への出席要求も可能とするもの。

7 委員会が調査研究の結論若しくは^①一定の方向性を得たとき、又は議員の任期が満了するときは、報告書を作成し、委員長から議長に提出するものとする。

本委員会の委員長報告書は、付議事件に係る調査研究の結果等を報告書にとりまとめて、議長宛てに提出するものとする。なお、①の「一定の方向性を得たとき」とは、中間報告を想定している。

⇒参考

会議規則

(委員会報告書)

第77条 委員会が事件の審査又は調査を終ったときは、報告書を作り、委員長から議長に提出しなければならない。

8 この要領に定めるもののほか、^①委員会における発言、^②記録、^③傍聴 ^④その他委員会の運営については、常任委員会の運営の例による。

なお、常任委員会の運営の例によることが適当でない事項であって、協議が必要なものは、議会運営委員会で協議する。

① 発言関係

委員会における発言は、常任委員会と同様に議題に対して自由に質疑できる。なお、本委員会の付議事件は、大都市の税財政制度等の調査研究であるため、議員相互間の討議が活発に行われることが期待される。

⇒ 参考

議会基本条例

(会議等の運営)

第9条 議会は、会議等の設置目的を達成するため、議会活動の公正性及び透明性を確保し、議員相互間の活発な討議が行われるよう努めるとともに、円滑かつ効率的な運営を推進するものとする。

会議規則

(委員の発言)

第66条 委員は、議題について自由に質疑し、及び意見を述べることができる。ただし、委員会において別に発言の方法を決めたときは、この限りでない。

② 記録関係

記録の作成は、常任委員会に準じて作成し、会議録調整前の記録等の取扱い等も常任委員会に準じるものとする。

⇒ 参考

議会運営の手引き

2 4 5 常任委員会及び議会運営委員会の記録については、次の要領により作成する。

(1) 記録の形態は、摘録とする。

(2) 記録の作成にあたっては、議案、請願、陳情等の審査経過及び所管事務の調査に係るもののうち、軽易なものを除き、詳細に記述する。ただし、資料をもってかえられるもの、または現地における説明は省略する。日程等の協議については、結果のみを記載する。

(3) 記録作成の方法は、会議を録音し、詳細記述部分については、書記または録音テープ及び録音ディスクの外部委託により作成する。

(4) 上記録音テープ及び録音ディスクは、記録作成後は消去することとし、テープ等の転写は行わない。

(5) 記録を作成した後、委員会条例第29条に基づき委員長が押印する。

2 4 6 決算審査特別委員会の分科会、予・決算審査特別委員会以外の特別委員会及び正副委員長会議の記録については、前要領を準用する。

③ 傍聴関係

常任委員会等と同様に、報道機関については、特別の場合を除き許可し、一般傍聴については、傍聴の申出があった場合に委員会に諮り許可する。

⇒ 参考

議会運営の手引き

2 7 6 傍聴証が交付されている報道機関（以下「報道機関」という。）については、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会、全員協議会、全員説明会、正副委員長会議及び議員総会の傍聴は、特別の場合を除き許可している。

2 7 7 報道機関については、傍聴席からの本会議、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会、全員協議会、全員説明会、正副委員長会議及び議員総会の写真・映画等の撮影及び録音等は、特別の場合を除き許可している。

2 7 8 報道機関から議場内での写真・映画等の撮影及び録音等の申し入れがあったときは、そのつど団長会議等で協議する。

279 委員会、決算審査特別委員会の分科会及び正副委員長会議の一般傍聴は、原則として許可している。

④その他関係

委員会の招集（開催通知等）、欠席の届出（口頭による届出）、委員会における追加資料の取扱い、参考人招致、委員外議員の発言の取扱い、委員の派遣（他都市視察（宿泊を伴うものは除く。））等については、常任委員会の運営と同様とする。